

平成28年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月9日開会～3月17日閉会

双葉町議会

平成28年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月9日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	11
議案第1号から議案第34号までの一括上程	13
議案第1号から議案第34号までの提案理由の説明	13
町長施政方針	18
散 会	21

第 2 日 (3月10日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため議場に出席した者の職氏名	24
開 議	25
議事日程の報告	25

一般質問	2 5
清川泰弘君	2 5
羽山君子君	2 6
発言の訂正	3 1
菅野博紀君	3 2
高萩文孝君	4 2
岩本久人君	5 0
散会	5 9

第 8 日 (3月16日)

議事日程	6 1
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 3
開 議	6 4
議事日程の報告	6 4
会議録署名議員の追加指名	6 4
議案第1号の質疑、討論、採決	6 4
議案第2号の質疑、討論、採決	6 5
議案第3号の質疑、討論、採決	6 6
議案第4号の質疑、討論、採決	6 7
議案第5号の質疑、討論、採決	6 8
議案第6号の質疑、討論、採決	6 8
議案第7号の質疑、討論、採決	6 9
議案第8号の質疑、討論、採決	6 9
議案第9号の質疑、討論、採決	7 0
議案第10号の質疑、討論、採決	7 1
議案第11号の質疑、討論、採決	7 1
議案第12号の質疑、討論、採決	7 2
議案第13号の質疑、討論、採決	7 4
議案第14号の質疑、討論、採決	7 4
議案第15号の質疑、討論、採決	7 5

議案第16号の質疑、討論、採決	75
議案第17号の質疑、討論、採決	76
議案第18号の質疑、討論、採決	77
議案第19号の質疑、討論、採決	77
議案第20号の質疑、討論、採決	78
議案第21号の質疑、討論、採決	78
議案第22号の質疑、討論、採決	79
議案第23号の質疑、討論、採決	80
議案第24号の質疑、討論、採決	80
日程の追加	86
谷津田光治君の議員辞職の件	86
議案第25号の質疑、討論、採決	88
議案第26号の質疑、討論、採決	89
議案第27号の質疑、討論、採決	90
散 会	91

第 9 日 (3月17日)

議事日程	93
出席議員	94
欠席議員	94
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	94
職務のため議場に出席した者の職氏名	94
開 議	95
議事日程の報告	95
議案第28号の質疑、討論、採決	95
議案第29号の質疑、討論、採決	98
議案第30号の質疑、討論、採決	100
議案第31号の質疑、討論、採決	101
議案第32号の質疑、討論、採決	102
議案第33号の質疑、討論、採決	103
議案第34号の質疑、討論、採決	105
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	107

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
選挙第1号の上程、採決	1 1 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 1 2
議員派遣の件	1 1 2
閉 会	1 1 3

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

28 双葉町告示第2号

平成28年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月18日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成28年3月9日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成28年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月9日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第 1号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第 2号 双葉町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第8 議案第 3号 双葉町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第9 議案第 4号 平成28年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 双葉町課設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 双葉町行政手続条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 双葉町税条例の一部改正について

- 日程第23 議案第18号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 双葉町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議案第25号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第26号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第27号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第28号 平成28年度双葉町一般会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成28年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 平成28年度施政方針

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	志賀公夫君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
税務課長	井戸川陽一君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティー センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	山本一弥君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、清川泰弘君、6番、谷津田光治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月3日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月17日までの9日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員会報告を行います。

初めに、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、菅野博紀君。

（総務教育常任委員長 菅野博紀君登壇）

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。

平成28年3月4日。双葉町議会議長、佐々木清一様。総務教育常任委員長、菅野博紀。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。(1)、町有財産の賠償調査について、(2)、その他。

2、調査の経過。実施回数、1回。日時、平成28年2月19日（金曜日）午前9時58分から午前10時43分。出席委員、菅野博紀、白岩寿夫、谷津田光治、佐々木清一。欠席委員、なし。場所、双葉町役場いわき事務所。説明員、舶来丈夫総務課長、関一総括主任主査兼管財係長。

3、調査の内容。今回の賠償調査については、平成27年第3回議会定例会での委員会調査報告以降の状況について、担当課から説明を受けました。

まず、町有財産（土地・建物）状況であります。平成24年3月8日に東京電力に対して、一括で192億5,335万6,353円を損害賠償額として請求を行っている。東京電力では、個人、企業の損害賠償を優先するとのことで、請求後間もなく4年となるが、国の原子力損害賠償紛争審査会において、いまだに公共財産の賠償に関する指針が示されていないことから、「賠償は行う」としているが、請求に対する思うような回答が得られていない状況である。町としても、請求に対する時効消滅対策として督促を行うなどの対策を講じながら、弁護士とも相談しいろいろな対策についての検討を行っているとのことである。

また、町有財産（土地・建物）以外では、公共下水道使用料逸失利益額として、平成23年3月から平成24年3月の13カ月分、1,822万8,936円を算定し、ことし2月に東京電力に対し請求を行い、平成27年度中に賠償として支払われるとのことであり、今後、平成24年度以降の逸失利益額についても算定し、順次請求していくとのことである。他に、行政経費に係る部分の賠償についても、事務を優先的に進めて請求を行うとのことである。

以上、委員会として、特に町有財産の賠償について、請求書を提出してから間もなく4年となるが東京電力からの回答は「賠償は行う」としていながらも、国からの公共財産に関する賠償指針がいまだに示されていないことから、請求に対しての回答は依然として同じ回答の繰り返しとなっているため、委員からは、指針が示されないことが進まない要因の一つではあるが、町として当時、町有財産賠償を一括で請求したことも障害になっているのか、また、それ以外の何が障害で進まないのかを検討すべきと意見があるので、それを含め弁護士と相談を行うなど賠償が進むように取り組むべきである。さらに東京電力に対しても、国へ早急なる公共財産に関する賠償指針の作成を強く求めるべきで

あり、東京電力からも議会及び町に対して、しっかりとした説明を求めるべきである。

また、行政経費については、今後、優先的に事務を進め請求を行うとのことであるので、事務多忙と思うが請求事務をしっかりを進めるべきである。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

（産業厚生常任委員長 高萩文孝君登壇）

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） おはようございます。

平成28年3月4日。双葉町議会議長、佐々木清一様。産業厚生常任委員長、高萩文孝。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）、高齢者対策の調査について、（2）、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成28年1月20日（水曜日）午後1時から午後2時19分。平成28年2月19日（金曜日）午前10時から午前10時28分。場所、双葉町役場いわき事務所。出席委員、高萩文孝、羽山君子、清川泰弘、岩本久人君。欠席委員、なし。説明員、橋本仁健康福祉課長、小野田真澄主幹兼課長補佐兼福祉介護係長、中里俊勝主任主査。

3、調査の内容。高齢者対策の調査についてであります。1月20日及び2月19日の2回にわたり実施しました。

調査の内容については、避難後5年が経過するが、まだまだ長期の避難生活が予想される中で、高齢者（65歳以上）対策の取り組み状況について、担当課から説明を受けました。

まず町民の避難状況については、平成28年1月1日現在、県内に4,051名、県外に2,927名、うち65歳以上の高齢者は、県内に1,276名、県外に690名、合計1,966名、うち要介護3以上の方が176名おり、介護保険料が全国5位、県内2位と高い水準となっている。

現在、町の高齢者対策は、平成27年3月に作成した「双葉町第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき、各種介護予防事業等を実施している。

高齢者生きがい事業として、友愛訪問、高齢者手芸教室などを町老人クラブ連合会に委託し、また高齢者の相談・支援、生きがいづくり、介護予防の協定として、町が郡山市、加須市、県がいわき市に高齢者等サポート拠点を設置し、委託先の町社会福祉協議会が事業を実施。また、寝たきり在宅要介護高齢者に対する介護用品給付、介護保険認定外高齢者に対する特殊寝台等日常生活用具給付・貸

与、ひとり暮らし高齢者及び日中ひとり暮らし老人高齢者等へ緊急通報装置の貸与を町が実施している。

介護保険事業として、町が地域包括支援センター業務を町社会福祉協議会に委託し、介護予防ケアマネジメント事業（アセスメント・ケアプラン作成等）、総合相談支援事業（高齢者の実態把握、相談対応）、包括的・継続的ケアマネジメント支援（地域のケアマネジャーに対する指導、相談やネットワークの構築等）の事業を実施している。また、介護予防事業は、仮設住宅における生活機能支援として、住民からの相談や健康教室、さらにそれに携わる生活支援相談員や町及び町社会福祉協議会の専門職に対する研修会を開催。また、社会福祉協議会では町からの委託を受け、避難先各地で「ひだまりサロン」などを開催し、予防事業を実施している。

以上、町として県や他自治体及び関係機関と連携を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防事業を実施し、いつまでも元気で生き生きと暮らし続けるための身体づくりのために、さまざまな事業に取り組んでいるが、避難で以前の世帯体系が崩れ、ひとり暮らしの高齢者に加え高齢世帯も増加、このような状況下での高齢者支援のあり方も難しく、より効果的な支援対策を進めるためにも一層の連携強化を図り、情報収集と情報の共有化による高齢者への支援体制が必要である。

また、勿来酒井地区の町復興公営住宅敷地内に設置される高齢者施設では、入所が必要とされる高齢者（要介護者）、入所を希望する方のニーズに十分に應えるだけの定員ではないと考えられるため施設への入所希望者の把握や、また県内にも民間で施設運営を行っている事業者もいるので、その活用を含めた検討を行うべきであり、スピード感を持って高齢者福祉対策を進めていくべきである。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 1つお尋ねします。勿来酒井地区の町復興公営住宅敷地内に設置される高齢者施設というのは、これはどのような施設で、どなたが設置されるのか。定員に対してははっきりとした報告ではないと思いますので、それらを含めて説明していただければありがたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 一応委員会の中では、具体的な細かい内容については説明を受けておりません。一応そういうことで、そういう予定でいるという説明だけを受けているので、うちとしても入所を希望する方のニーズに十分にたえるだけの定員ではないと考えられるとか、その辺の内容について、いろんな事業者もいるので、その活用も含めてやっていただきたいという意見でございます。要は、内容については細かく具体的には説明を受けておりません。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 以前から1番議員さんが質問を繰り返していた、いわゆる双葉町にいるときには福祉施設のせんだんに対しての質問かなというふうに勝手に理解というか、考えていたのです

けれども、町長からは町の施設ではないという説明が、答弁があったと記憶しているのですよね。酒井地区の復興住宅周辺に旧せんだんの介護施設ができるような話は何となく聞いていたというふうに私も記憶しているのですけれども、その辺かなり急いでいるという話は聞いたことがあるのですけれども、議会の報告で、いわゆる中途半端な報告だと、一般的に言うと、議会の常任委員会の審査、調査だと中間報告というような形に普通はなるというふうに思っているのですけれども、やっぱり報告であればきちっとした、数字にしても、結果を報告がないというのがちょっと。少し委員会の調査、審査の報告としては私は不満かなと思っているのですけれども、これは町に質問するものでもないし、委員会での報告ですから。委員長に、では、これはいずれ時間を見て継続的な調査、審査をするつもりがあるかどうかだけ聞いておきます。

○議長（佐々木清一君） 産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 一応現段階での報告としてこの報告をさせていただいたので、今後そういう……具体的な町として説明できるのがこれということだったので、この報告書に今回は報告させていただいています。

今後の話は当然ございますので、それは、私委員長ですが、委員の皆さんと相談の上、継続して、そういう形になるかどうかやっていきたいとは思っているのですけれども、まだ具体的に、今町から説明できる範囲がこれということで、今回は委員長の報告とさせていただきました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） では、1つだけ肝心なのを聞いておきます。

この勿来酒井地区の町復興公営住宅敷地内に設置される高齢者施設というのは町の施設ですか。

○議長（佐々木清一君） 産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 県の施設と理解しておりますが。復興住宅は県なので。

○議長（佐々木清一君） これは委員会の報告ですので、執行部のほうで発言は控えてください。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この委員会報告、入所者、希望する方、まだ多分募集も行っていない中で、今の現時点での報告と僕も理解しました。十分に応えるだけのスピード感を持って高齢者対策を進めていくべきであるという現時点での報告だと思いますが、今後も継続して、大事な高齢者対策なので、進めていくということでよろしいでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 先ほどの谷津田議員の質問とも同じですが、当然そういうことでやっていきたいとは考えております。

（「議長、ちょっと休議して。ちょっとだけです」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成28年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

12月16日、双葉町の復興に向けた重点課題について国への要望活動を行いました。復興財源と国の支援体制の長期的な確保、町への帰還時期と区域見直し方針の早期提示、町内の早期除染の実施、イノベーションコースト構想の実現、賠償指針・基準の見直し、避難者に対する高速道路の無料措置の延長、医療費一部負担金等の免除の継続などについて強く要望いたしました。

このうち、高速道路の無料措置、医療費一部負担金等の免除等については、延長、継続が決定したところであり、今後も町民の生活再建及び復興施策の実現に向けて、国、県に対する要望を行ってまいります。

1月3日、いわき市内のホテルにおきまして、「平成28年双葉町成人式」を挙行いたしました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難されている中、63名の新成人の皆様が出席されました。多数の来賓の方々を前にして、「はたちの夢・希望」と題した新成人の意見発表では、ふるさと双葉町の復興に向けた貴重な意見が出されました。また、成人式の終了後、震災後初めて「双葉町賀詞交換会」を開催し、議員の皆様を初め、行政区長、各種委員など、多数の方々に出席いただきました。町の復興に向けた取り組みに対するご意見をいただくなど、有意義な集いとなりました。

1月9日、10日の両日、「夢ふたば人」の主催で新春恒例のダルマ市が、いわき市南台応急仮設住宅イベント広場で開催されました。神楽やダルマみこし、そして5年ぶりに復活した巨大ダルマ引きなどが行われました。両日とも好天に恵まれ、会場には、県内外の避難先から訪れた町民の方々や、地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せておりました。

1月23日には、高木復興大臣が双葉町を訪問し、被災の現状把握と復興インターチェンジ整備予定地、双葉駅西地区、中野地区復興産業拠点などを視察されました。私からは、高木大臣に対して、中野地区復興産業拠点及び関連インフラの着実かつ迅速な整備の推進を要望し、大臣からはしっかり対応していく旨のお話をいただきました。

2月20日、「双葉町民交流会 in 東京」を東京都の中野サンプラザで開催しました。関東地区に避難中の町民の方々など約40名の参加がありました。会場に展示した震災前の双葉町駅周辺の模型やダルマ提灯等を見ながら、来場された方々は、お互いに双葉の思い出話を交わすなど、コミュニティーの醸成に大きく寄与されたものと思います。

3月6日、震災から5年を前に、いわき市内において東日本大震災双葉町追悼式を行いました。遺族や関係者97人が参列し、亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、一日も早い双葉町の復興を誓ったところです。

町の復興に向けた取り組みについてであります。1月22日に双葉町復興町民委員会から提言書の提出がありました。提言書は、高齢者等福祉分野、町民コミュニティー分野、復興産業等拠点分野の3つに分かれており、町では、委員会の総意としての今回の提言書を踏まえ、町民の生活改善、不安払拭や、町の復興に向けて、できることから1つずつ着実に進めていく方針であり、復興まちづくり計画事業計画の改訂、町内復興拠点基本構想及び再生可能エネルギー活用・推進計画の策定を今月中に完了させることとしております。また、これらの計画等を踏まえ、町では町民の生活再建、コミュニティーの維持発展に向けた取り組みを加速させていくとともに、町の復興については、中野地区復興産業拠点の整備に着手し、再生可能エネルギーの活用・推進についても今後実現に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

復興公営住宅への双葉町民の入居決定状況につきましては、第3期募集までで、平成28年1月末現在、郡山市内の八山田団地、いわき市内の湯長谷団地、下神白団地など23カ所の復興公営住宅で、156戸、241人となっております。また、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅につきましては、1月15日に敷地の基盤整備工事の施工業者が決定し、今月中には工事に着手する予定との報告を受けております。いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の入居募集につきましては、全体整備計画戸数180戸のうち、入居申し込みの準備が整った木造戸建て住宅72戸の入居募集が2月29日から始まり4月28日まで受け付けが行われます。双葉町民が優先的に入居できる復興公営住宅は、いわき市勿来酒井地区が最後となることから、広報紙やタブレットなどで周知したほか、仮設住宅入居者への意向確認調査を行う予定であります。また、現在県による個別相談会が開催されており、県とも連携して復興公営住宅への入居促進に取り組んでおります。なお、残りの集合住宅108戸については、今年6月以降の入居募集開始の見込みと聞いております。

復興公営住宅の整備については、引き続き、県に対して早期入居が可能となるよう強く求めてまいります。

「双葉町住民意向調査」についてであります。復興庁、福島県、本町の共同で、昨年12月14日から12月28日に実施し、2月19日に調査結果の速報版が公表されました。今回の調査結果では、避難指示解除後の帰還の意向として、「戻りたいと考えている」が13.3%で前回から1ポイントふえています。将来の帰還についてわずか1ポイントではありますがふえたことは、双葉町の復興に対する町民の期待感のあらわれと重く受けとめており、今後も復興まちづくりの推進に努めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、1月4日に双葉町いわき事務所において、東京電力株式会社廣瀬代表執行役社長に対して、福島第一原子力発電所の廃炉、双葉町の復旧・復興、原子力損害賠償の完全実施に関する要求を行いました。特に、東京電力が事故の原因者であることを改めてしっかりと認識し、双葉町の復旧・復興に対して具体的な貢献策を早期に示すこと、双葉町民の被害実態に即した賠償の実施と、町有財産（土地・建物）に係る損害賠償方針の早期提示について、強く要求したところであります。

また、平成28年2月末現在の双葉町弁護士への依頼件数は延べ281世帯、717名となっており、未請求者のほか請求手続で課題を抱えている町民を支援してまいります。また、仮払金から本賠償請求を行っていない方については、昨年7月末の85人に対し、本年2月末現在で59人と、26人減少しました。引き続き、未請求者の皆様に対する賠償請求についても、周知を進めてまいります。

双葉町立ふたば幼稚園、南北小学校、双葉中学校につきましては、再開以来3月で2年が経過いたします。現在、学習環境が整った仮設校舎におきまして、幼小中合わせて2月末現在24名の子どもたちが毎日元気に勉強と運動に励んでいるところであり、ICT教育など、少人数を生かした特色ある教育、学校づくりを行っております。さらなる入学者の増加を目指してまいりたいと考えております。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が4件、条例の一部改正が19件、平成27年度補正予算が4件、平成28年度当初予算が7件、合わせて34件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第1号から議案第34号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第1号から日程第39、議案第34号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第34号までを一括上程いたします。

◎議案第1号から議案第34号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第1号から議案第34号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第1号 職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。地方公務員法に職員の退職管理に関する規定が設けられたことから、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第2号 双葉町行政不服審査会条例の制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、新たに設置する双葉町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第3号 双葉町行政不服審査関係手数料条例の制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に係る提出書類の写し等の交付に当たり手数料を徴収することについて必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第4号 平成28年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るため、条例を制定するものです。

議案第5号 双葉町課設置条例の一部改正についてであります。住民サービスの向上と、より効果的、効率的な行政運営を目指し、平成28年4月1日に組織機構の見直しを実施するため、改正するものです。

議案第6号 双葉町行政手続条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、引用している字句を整理するため、改正するものです。

議案第7号 双葉町情報公開条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、情報公開に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する適用を除外する規定を定めるとともに所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第8号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、個人情報に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する適用を除外する規定を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第9号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査等に係る所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第10号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてあります。地方公務員法の改正により、報告事項に職員の退職管理の状況及び職員の人事評価の状況を加えるため、改正するものです。

議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてあります。地方公務員法の改正により、引用条項を改正するものです。

議案第12号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国の人件院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人件院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。国の人件院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国の人件院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、給料、勤勉手当について改定を行うとともに、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、引用条項等を改正するものです。

議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法の改正により、引用条項を改正するものです。

議案第17号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法の改正に伴い、平成28年度以降の徴収猶予に係る規定の整備、また紙巻きたばこ3級品に係る町たばこ税の特例措置を講じた上で廃止することなどについて規定するため、改正するものです。

議案第18号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき字句を整理するため、改正するものです。

議案第19号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を平成29年3月分まで延長することにより、被保険者の負担軽減を図るため、改正するものです。

議案第20号 双葉町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、引用している字句を整理するため、改正するものです。

議案第21号 双葉町墓地条例の一部改正についてであります。東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、町営の越田霊園の使用ができない状況が続いていることから、墓石または碑石等を設けていない未使用の状況にある区画の使用権利者に対して、申請手続により納付されている墓地使用料及び管理料金の全部または一部を返還できるよう改正するものであります。

議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、引用している字句を整理するため、改正するものです。

議案第23号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてであります。議案第5号の双葉町課設置条例の一部改正により、課名が変更となることから、改正するものです。

議案第24号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ14億5,156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億6,542万9,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税1億9,261万円を減額いたしました。地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて2億4,668万5,000円を追加いたしました。国庫支出金は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金の追加及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減額などにより、7,305万5,000円を追加いたしました。県支出金は、災害扶助費や被災児童生徒等就学支援事業など6,730万9,000円を減額いたしました。繰入金は、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金など15億4,306万9,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正となりました。民生費の社会福祉費に年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費6,940万1,000円を追加し、災害救助費にアーカイブ事業費8,000万円を追加いたしました。東日本大震災復興基金などへの積立金として2億6,370万5,000円を追加いたしました。また、債務負担行為の補正、繰越明許費を計上いたしました。

議案第25号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ9,820万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億6,034万8,000円とするものです。

議案第26号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,745万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,332万7,000円とするものです。

議案第27号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ7,236万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,047万円とするものです。

議案第28号 平成28年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ105億5,000万円で、前年度比17億9,000万円、20.4%の増といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、9億2,318万2,000円で、前年度比2億2,255万4,000円の減を見込んでおります。町民税の個人分が1,726万1,000円の増、固定資産税が2億6,675万6,000円の減となっております。

地方交付税は、9億4,270万9,000円で、うち震災復興分を含む特別交付税は5億6,570万9,000円で、前年度比1億2,638万9,000円の増となっております。

国庫支出金は、16億4,429万1,000円で、民生費国庫補助金や民生費国庫委託金の増などにより、前年度比7億8,086万円の増。

県支出金は、31億2,271万2,000円で、県補助金の増などにより、前年度比1億338万5,000円の増を見込んでおります。

繰入金は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金や中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金、東

日本大震災復興基金などからの繰入金35億7,610万4,000円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比403万5,000円減の6,133万6,000円となります。

総務費は、前年度比2億1,281万7,000円増の12億3,463万6,000円となります。双葉町復興まちづくり計画（第二次）策定業務委託、中野地区復興産業拠点における基本設計、測量、ボーリング調査の業務委託、情報セキュリティ強化対策業務委託、コミュニティセンターの機能回復修繕工事、参議院議員通常選挙や町議会議員選挙、町長選挙の執行経費などを計上しております。

民生費は、前年度比8億8,918万6,000円増の25億5,432万円となります。臨時福祉給付金事業、中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業などを計上しております。

衛生費は、前年度比1億2,065万3,000円減の18億362万円で、総合健康診査業務委託料や尿による内部被曝検査業務委託料、また中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金などを計上しております。

農林水産業費は、前年度比3,685万9,000円増の8,605万3,000円となります。農地除草（防火帯設置）業務委託料などを計上しております。

土木費は、前年度比9億384万5,000円増の12億8,874万9,000円となります。双葉インター線整備に係る経費などを計上しております。

消防費は、前年度比5,328万円増の2億1,537万7,000円となります。双葉地方広域市町村圏組合への負担金などを計上しております。

教育費は、前年度比4,052万3,000円増の3億2,642万9,000円となります。幼稚園就園奨励費補助金や要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、仮設校舎等運営管理費などを計上しております。

災害復旧費は、前年度比290万7,000円増の4,707万2,000円となります。公共土木施設災害復旧工事などを計上しております。

公債費は、前年度比110万円減の2億2,823万6,000円となります。

諸支出金は、前年度比2億2,509万9,000円減の25億1,585万5,000円で、中間貯蔵施設立地町地域復興交付金基金や特定原子力施設地域復興事業共用施設事業運営基金などへの積み立てを行っております。

予備費は、前年度比759万円減の5,088万5,000円となります。

議案第29号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億3,698万5,000円で、前年度比597万2,000円、0.4%の減といたしました。

議案第30号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ493万8,000円で、前年度比28万1,000円、5.4%の減といたしました。

議案第31号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億629万9,000円で、前年度比57万1,000円、0.2%の増といたしました。

議案第32号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ216万4,000円で、前年度と同額といたしました。

議案第33号 平成28年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億127万4,000円で、前年度比4,634万8,000円、4.9%の増といたしました。

議案第34号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,418万円で、前年度比712万2,000円、10.6%の増といたしました。

以上、提案しました議案について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第40、平成28年度町長施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、平成28年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位を初め、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

冒頭、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の発生から、今年11日で丸5年となります。改めて犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、今なお厳しい避難生活を強いられ、不自由な生活を送られている町民の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

今なお双葉町民は、3月1日現在で全国38都道府県337の市区町村等に分散避難を続けておりますが、私は双葉町の復興を少しでも前に進めるため、これまでさまざまな課題に取り組んでまいりました。

平成28年度も、引き続き双葉町の復興まちづくりの理念である、「町民一人一人の生活再建」と「町の復興」を進めるため、双葉町が抱える諸課題の一つ一つに確実に取り組み、町民の皆様が双葉町の復興を実感していただけるよう、初心を忘れず誠心誠意取り組んでいく考えであります。

ここで、平成28年度に重点的に取り組むべき施策について申し上げます。

第1に避難指示解除準備区域についてであります。

今月末で両竹、浜野地区の本格除染が終了します。町の復興に資するため双葉町復興町民委員会の提言も踏まえ、中野地区復興産業拠点に廃炉・研究開発・人材育成研修施設等整備の具現化に向けて新年度当初予算に基本設計及び測量、ボーリング調査経費を計上しました。将来のまちづくりに向けた復興拠点の第一歩として事業を開始します。

また、昨年6月に国から連結許可があり、平成31年度に供用開始予定の復興インターチェンジ設置と県道井手長塚線の改良整備により、将来的に双葉町を横断する復興シンボル軸が形成されることは、復興拠点整備の加速化を図り「目に見える復興」の実現に向けて、大切な役割を果たすことになりま

す。

さらに、本地区には昨年福島県より決定がなされた、復興祈念公園の基本構想が今年度末に、県により取りまとめられる予定となっております。町としましては、震災・原発事故記録保存、展示等は大変意義があるものであるため、アーカイブ事業の実施に取り組むとともに、さらに県にアーカイブ施設の誘致を含め、さまざまな要請をしております。

第2に、町内の除染と町外拠点である復興公営住宅の取り組みについてであります。

国の「大熊・双葉ふるさと復興構想」では帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことを地元とともに検討するとされており、来年度より双葉駅西地区、約40ヘクタルの面的除染の実施が決定されました。早ければ夏にも着手の見込みであり、ようやく帰還困難区域の拠点除染が開始されることとなります。町民の皆様の「双葉町への将来的な帰還」を進めるべく、今後は駅西から両竹、浜野地区を結ぶ町の旧市街地のエリアの面的除染を求め、将来の双葉町の生活基盤としての居住空間となる市街地の整備を進め、避難されている町民の皆様が「町に戻りたい」との希望に添えるよう、さまざまな機能を配置してまいりたいと考えております。

また、復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の整備については、双葉町民が集い居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に順次整備され、入居が始まっております。そのうち、双葉町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井地区の整備は、ようやく今月着手となり、平成29年度後期に完成入居予定であることから、町民のコミュニティー、生活環境改善のためにも、早期入居が可能となるよう引き続き県に対して強く要請し、入居を希望される町民の皆様が、一日でも早く復興公営住宅に入居できるよう、取り組んでまいります。

第3に、町の復興に向けた取り組みについてであります。

本年2月に復興庁より、昨年実施しました住民意向調査の速報値が発表されました。町に戻りたいと希望された方が13.3ポイントで昨年より1ポイント上がり、戻らないと決めている方が55.0ポイントで昨年より0.7ポイント下がりました。町としましては、双葉町に戻りたいと希望される方や判断がつかない方、将来の双葉町の担い手となり得る方へ、将来の双葉町の絵姿を示すため、双葉町復興町民委員会の提言を受けて「双葉町復興まちづくり事業計画」の改訂、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画」「双葉町内復興拠点基本構想」を今月中に策定し、町民の皆様に双葉町の復興への理解を深めていただくようにしたいと思います。

第4に、町民のきずなの維持・発展についてであります。

全国各地に避難している町民の皆様のきずなをつなぎとめていくため、各種事業を継続・充実して実施いたします。主なものとして、タブレット端末を活用した円滑な情報提供と利用促進を図るため、利用者への運用サポートと県内外での個別相談会を実施するほか、地域スポーツ振興事業の実施、復興支援員によるコミュニティーづくりへの支援など、町民同士のきずなの維持と交流機会の拡大を図っております。

議会の皆様と協議をさせていただきました「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」が新年度より事業開始いたします。各地に避難を余儀なくされる中、避難生活に伴って発生する移動経費や就業に向けての受講費等の支援に係る事業を実施し、町民の皆様に関後10年間の経済的負担を少しでも軽減することが可能となるよう事業を開始するものです。

また、昨年12月に次年度の医療費一部負担金等の免除、高速道路通行料金の無料措置の現行どおりの延長を議長、副議長とともに国へ要望し、今般免除、無料措置の1年延長が決まったところであります。

現在、中野地区に一時立入休憩所がありますが、本年秋の利用開始を目標に双葉町コミュニティーセンターの一部を一時立ち入り休憩所として整備を進めており、平成27年度はトイレの水確保のためさく井工事を実施したところです。

このほか、震災により被災しました道路等補修工事、町民の皆様の被害実態に沿った迅速、确实、十分な損害賠償を、引き続き国、東京電力へ要求していくことや、再開した町立学校での特色ある教育の推進と教育環境の充実等、将来を担う子供たちの教育は町の存続にかかわる重要施策として位置づけております。さらに、町民の皆様の内部被曝検査、甲状腺検査など健康管理対策及び高齢者福祉対策などの課題にも継続して取り組んでまいります。

次に、中間貯蔵施設について申し上げます。

この中間貯蔵施設は、福島県全体の復興を進める上で必要不可欠な施設である一方で、町民の皆様のご理解とご協力が何よりも重要であります。地権者の方々より、各戸訪問、物件調査、調査後の査定額等の提示が遅れている状況にあり、国の対応が町民に寄り添ったものでないとの指摘があることから、国に対してしっかり対応するよう強く求めているところです。また、除染土壌が県内各地より双葉町の保管場へ試験輸送が行われており、町への帰還の判断にも影響を及ぼす可能性が高いことから、施設及び輸送の安全確保等、国に対して重ねて地元の意向を踏まえた対応を強く要求しているところです。

町としましては、中間貯蔵施設に係る相談窓口における専門家の対応や地権者支援事業などに続けて取り組んでまいります。

最後に、廃炉の取り組みについてであります。福島第一原子力発電所での廃炉作業において、国と東京電力に対しては、安全確保の徹底と、廃炉措置の確実な実施を改めて強く要求するものであります。

今後の町政運営に当たりましては、議会及び町民の皆様との対話を重視し、双葉町の復旧、復興のために逸進していきたいと考えておりますので、引き続きご協力とご支援をお願いいたします。

以上申し述べて、平成28年度における施策の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） これで平成28年度町長施政方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時03分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月10日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 清 川 泰 弘 君

1番 羽 山 君 子 君

4番 菅 野 博 紀 君

3番 高 萩 文 孝 君

7番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（1名）

6番 谷津田光治君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	志賀公夫君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
税務課長	井戸川陽一君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティー センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	山本一弥君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

5番、清川泰弘君。

（5番 清川泰弘君登壇）

○5番（清川泰弘君） それでは、ただいまから議長に許可を得ましたので、5番、清川泰弘、一般質問を行いたいと思います。

早くも震災から5年を迎えようとしておりますが、町長初め町執行部の皆さんには、多忙な毎日を送られていることと思います。また、双葉町の長期復興計画も委員会から提言されており、今後それに沿って進むものと思われませんが、当面の課題として町長が最重要と考えているものをお尋ねしたいと思います。また、意見もいろいろありますけれども、この復興委員会から提言されたこの提言書というのは、大変重きがあるものと私も思っています。これを尊重しながら、現状にあわせて順次やっていきたいと思いますが、特に今年度重要なものをお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、清川泰弘議員の質問にお答えいたします。

当面の重要課題について。双葉町の中・長期まちづくり計画が委員会から提言されており、今後それに沿って進むものと思われませんが、当面の重要な課題は何なのかとおたがいでありますが、町では昨年3月、双葉町の復興・再興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにするものとして、双葉町復興まちづくり長期ビジョンを策定いたしました。長期ビジョンでは、町内の線量が低い一定の地域を、復旧・復興事業を重点的に進める町内復興拠点に位置づけ、そこに新たな産業・雇用の場や、新たな生活の場を創出するとともに、既存市街地の再生を図るなどの取り組みを進めていくことといたしました。

そして、本年度長期ビジョンに書かれた取り組みのさらなる具体化に向け、双葉町復興町民委員会において、復興産業等拠点分野についても熱心なご議論をいただきました。委員会の提言書の中では、中野地区復興産業拠点の整備イメージや駅西新市街地ゾーンの整備の進め方イメージが取りまとめられ、特に中野地区復興産業拠点の整備イメージについては、かなり具体的に内容をお示しいただきました。今年度末までに委員会からの提言書を踏まえ、町としての中野地区の整備方針等を双葉町内復興拠点基本構想として取りまとめ、来年度より、まずは中野地区復興産業拠点の整備に取り組んでまいります。

双葉町の復興は、これまで他の町村から遅れをとってきましたが、当町もようやく具体的な拠点整備に着手できる状況が整いました。拠点整備を進める上では、用地確保が一つの大きな課題です。双葉町内復興拠点基本構想が取りまとまった後、可能な限り速やかに説明会を開催し、住民の皆様のご理解を得ながら整備を進めてまいります。

町内商工業者の事業再開等のために共同事業所を整備するとともに、廃炉関連企業の誘致等を積極的に進め、中野地区復興産業拠点を双葉町の復興の先駆けとしてまいります。このため新年度予算に関連経費を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、来年度ＪＲ双葉駅西側約40ヘクタールの面的除染が決定しました。早ければ夏ごろの実施予定であり、ここの地区を新たな生活の場としていくための具体的な検討を進め、高線量地区や中間貯蔵施設予定地の住民の方も含め、十分な居住エリアの確保、さらには旧市街地ゾーンの除染の実施及び再整備を順次図っていく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） ただいま町長のほうからる説明がありましたけれども、ともすると町民の皆さんは、双葉町はほかと見比べて遅れているとかいろいろありますけれども、それは郡内各町村とも、おのおのの条件が全部違うわけです。だから今までこれ進まなかったというのも、放射能の関係もあるし、我々が埼玉にいたということもありますけれども、とにかくこの提言書に基づいて、時間が来て、現状にそぐわないときには、また見直しを、見直しをしながら、一歩ずつ進めていっていただきたいと思います。

また、町長におかれては、これだけ優秀な課長を初め執行部の皆さんがおるわけですから、時には庁議も大事ですけれども、トップダウンということも考えて、ひとつ自信を持って決断をし、町民のために復興を頑張っていたいただきたいと思います。

簡単であります。以上、質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号2番、議長より一般質問の許

可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、中間貯蔵施設について。(1)、中間貯蔵施設予定地内の公有地について、環境省から今まで何らかの話があったと思うが、町としての考えは以前の考えと変わりはないのかお伺いいたします。

(2)、放射性廃棄物の試験輸送が行われていますが、搬入されたフレコンバッグの数は、当初示された数と相違がなかったかをお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 1番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設予定地内の公有地の取り扱いについて、環境省から今まで何らかの話があったと思うが、町としての考えは以前の考えと変わらないのかとのおただしであります。町有地の取り扱いについては、以前から申し上げておるとおり、大多数の地権者の皆さんが判断をしない状況の中で、町有地の判断をするということは考えておりません。今の中間貯蔵施設予定地内の国と地権者との契約状況では、町が町有地の判断をする状況にないと考えますので、ご理解をお願いいたします。

次に、搬入されたフレコンバッグの数は当初示された数と相違ないかとのおただしですが、試験輸送における各市町村からの搬入量については、環境省からは当初1市町村当たり1,000立米程度との説明を受け、実施されております。1,000立米程度としているのは、各市町村の仮置き場の保管量の大小や内容物の減容による複数の袋の集約、また学校の校庭等に埋設している廃棄物を掘り起こし、フレコンバッグに積み込む作業が生じることになるためなど、正確に数量を把握することが困難であるためです。

当町の中間貯蔵施設建設予定地内の保管場には、20市町村からの搬入が計画され、現在は16市町村の搬入が終了し、4市町村の搬入が継続されております。本年2月末現在の搬入量は約1万9,000立米であり、今後の搬入予定が約3,000立米となることから、合わせて約2万2,000立米程度になる見込みであると聞いており、おおむね当初計画どおりの搬入量になるものと認識しております。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 町有地について、公有地ですが、変わりはないという、まず今のところは判断できないということなのですけれども、2月19日の新聞によりますと、3施設が10月着工とか、新年度中に、28年度中にあの15万立方メートルを搬入するとか、こういう話が出ています。そうした場合に、やはりまだ考えていないと言いますけれども、例えば地権者が土地を売りました。片方も売りましたというところに公有地、例えば町の土地があるわけです。そういった場合に、今環境省ではこういうことを話しされているのに、それはまだ考えていないでは、もう10月ころ着工するなんて言っている間に、その間に例えば土地があると、例えば公有地、そういった土地をどういうふうにするのか、10月ということ、あと6カ月ぐらいしかないわけです。

というのは、うちもたまたま練習所とあそこの間に、双葉町の公有地が隣にあるわけです。そういった場合の判断というのは、この私の言っている考えと変わりはないのかとは、ちょっと関連しますけれども、そういったことをちょっとお尋ねしておきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

町有地の判断については、先ほど答弁で申し上げたとおりでありますし、国のほうでは今年度の計画として、15万立米程度の搬入をしたいというふうな計画が発表されております。これはさきの2月の全員協議会の中で国のほうから計画が示されたということで、まだ国の判断ということであって、国に対しましては、まず地権者の契約が進んでいない、契約が決まっていない状況での町としての判断というのはできないということを、何度も申し上げているとおりでありまして、土地が決まっていない状況で町有地がどうこうというふうな考えはないということです。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今決まっていない、でも決まったところもあるわけです。こういう案が出されているわけですから、やはりその辺のご検討もしていけないといけないのではないかなと思っております。

あと、2番目の放射性廃棄物の試験輸送、これについては、やはり施設に入るフレコンバッグは、皆さんわかっていると思います。フレコンバッグ、東京ドーム86個分というようなことになっていますので、私は数量の管理をきちっとしていただきたいと思うのは、やはりこれから、後から出すけれども、先ほど町長さんが言っていた復興まちづくり長期ビジョンとかというものを置かない、私も後で質問しますけれども、足りなくなることは出てくるかもしれないです。そのときにぜひこういう、フレコンバッグの数量はこの程度になっているのだから、これくらいいただきたいですよぐらいなことを言うためにも、やはりその数量というのはきちっと把握していただきたい。

それと、前の私の一般質問の中で、中間貯蔵施設の搬入に伴う交付金を求めていくことは、財源確保の一つであると考えます。中間貯蔵施設への搬入に特化した交付金を求めることは、国からの交付金等に対する制限をつけさせられることも懸念されますと言われますけれども、懸念されても何でもいいのです。もう私はこの交付金は絶対いただきたいと思っているのです。やはりお金が通帳に入っていれば、これは何の金だよ、これは何の金だよと指定されていても、何かあったときに、例えばこれから高齢者がふえてきます。そういうようなものに使える。だからやはりぜひお願いしたいと思っています。いいのです、次のページのところにも、事務手続については非常に難しい面がある。ご理解いただきたいと書いてあるのですけれども、ご理解はできません。これは絶対に私はいただきたいと思っています。当たり前です。皆さん、こんなの誰も町民には必要とされていないものなのです。やはりその辺よろしく願いいたしておきます。以上です。

それでは、2番に移りたいと思います。要望に対する回答について。町は国に対し復興に向けた13項

目の要望書を提出されましたが、回答はあったかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、要望に対する回答について、町が国に対し提出した復興に向けた13項目の要望書に対する回答はあったのかとおたがひですが、昨年12月16日に、双葉町の復興に向けた重点課題について、議長、副議長とともに中央要望を行い、高木復興大臣を初め、多くの政務の方々へ直接要望書を手渡しし、町の厳しい現状と復興に向けた課題について説明いたしました。

要望に対する回答については、その際対応いただいた方々から、町の現状と要望内容について一定のご理解と前向きなご発言をいただきました。その後、平成28年度におけるJR双葉駅西側の面的除染の実施、高速道路の無料措置や医療費一部負担金等の減免等の延長、継続の決定など、順次決定がなされているところであります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長初め皆さん、各省庁に要望に行かれて大変ご苦労さまですと思っています。ただし、私が一番思っていることは、その重点要望についての欄の9番でございます。確かに要望してきて、要望がかなうことはすごくうれしいことだと思っていますけれども、やはり町長は先ほどの清川議員さんの質問に、復興まちづくりのビジョンだよ、復興まちづくり、町内拠点といいますか、そういうのが一番重要だと、こうお話しされていますけれども、私からすれば、避難されている皆様のやはり元気、そういうようなものもすごく必要ではないかと思っています。

そういった面では、やはりここでせめてまず9番、重点要望の丸9番をもっと上に、別な意味で上げてほしかったと思っています。それは町内復興拠点というのは物だと思っています。ある程度、お金で解決する問題なのですけれども、ここの欄については、やはり人の感情とか気持ちとか健康とかも入ります、避難している方々の。そういうことを考えたときに、これ本当に重点要望のせめて2番目くらいとか、そのくらいに入れていただければ、私はこの一般質問はしなかったのですけれども、せめてそのくらいは町として考えてほしいと思っています。

以上で2番を終わらせていただきます。お答えお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

重点要望の9番、医療費の一部負担金等の免除の継続ということでございますが……

○1番（羽山君子君） ごめんなさい、それ必要ないです。重点要望ですね。

○町長（伊澤史朗君） 重点要望、9番は……

○1番（羽山君子君） 最重点要望とは違うのですか。

○町長（伊澤史朗君） 町で13項目の……

○1番（羽山君子君） ごめんなさい、間違えました……

○町長（伊澤史朗君） 町として要望したものに関しましては、13項目の中の議員からは9番目とい

うことでありますので、医療費の一部負担金等の免除の継続ということで判断をさせていただきます

そのことにつきましては、当然順番が1番だから、9番だからというふうな重要性ではありません。ものの順番だけでありまして、どれもひとしく重要であるというふうに町として捉えておりますし、一方、この医療費の一部負担金の免除の継続ということにつきましては、厚生労働省の太田房江厚生労働大臣政務官が対応しまして、その場で、皆さんが帰還できるまで、そういうふうな対応をしなくてはならないという力強いお言葉をいただいておりますし、町としましても、住民の皆さんが非常に医療の部分で心配をなさっていることに対する対応は、十分重要だと捉えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 私も大変間違っ、13項目ではなくて、その下の重点要望についてというところも、私の文章に入れなかったのは大変申しわけなかったのですけれども、その重点要望の9番だったのです。ごめんなさい。

そのことについてもお答え、関連になると思いますので、お答えいただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再々質問にお答えいたします。

双葉町の社会福祉法人への支援についてということによろしいですね。このことにつきましては、従前から申し上げてありますとおり、この社会福祉法人、せんだんふたば福祉会ですが、いわき市の勿来酒井地区に特別養護老人ホームの建設を、今現在土地の確保、そして埋蔵文化財の調査等をしておりまして、それがスムーズに終了しましたら、建設が行われるというふうに伺っております。そういったことで町にありました特別養護老人ホーム等の取り組み、あとは社会福祉協議会のほうのグループホーム等の対応についても、今後順次柔軟な対応をしながら、議員からご指摘が前にありましたが、中通りのほうにもそういうふうな施設が必要ではないかというご指摘であったと思いますが、そういったものに対しても検討させていただいておりますし、十分今年度対応できるような取り組みは進めている状況でございますので、ご理解願います。

済みません、特別養護老人ホームにつきましては、勿来酒井ではなくて、錦ということでございます。

（「いつごろ……」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 済みません。年度につきましては、28年度ではなくて、29年度ということでご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 町長に申し上げます。

訂正なら訂正で議長のほうに申し出てください。ただ単にそこで訂正されても困りますので、議事録の関係上。

今町長から訂正の旨ありましたが、許可してよろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 町長、改めて訂正してください。

◎発言の訂正

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 先ほど申し上げました、勿来酒井に建設予定がされております特別養護老人ホームの建設に関しましては、平成29年度ということでございますので、ご理解願います。

済みません、勿来酒井ではなくて錦でございましたので、訂正を願います。

○議長(佐々木清一君) 今町長から訂正がありましたが、許可してよろしいですか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) はい。

○議長(佐々木清一君) 羽山議員さんに申し上げます。

やはり、番号ではなく、そういったものは内容で質問してください、再質問ですので。番号ではこういうふうな間違いが起きますので、そこはしっかり内容で質問するようにお願いします。

1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 3番、復興まちづくり長期ビジョンについて。町内に復興拠点整備を計画されたが、財源の見通しはあるのか、ある場合は交付先、交付金等の名称及び補助率をお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 復興まちづくり長期ビジョンについて、町内復興拠点整備の財源見通しについてのおただしですが、町内復興拠点については、現在双葉町復興まちづくり長期ビジョンからのさらなる具体化に向けた検討を進めており、今後整備の方向性が見えてきたものから、随時事業内容に適した交付金の交付等についても、国や県に対して求めていきたいと考えております。

この点、町としては、新年度より、まずは双葉町復興まちづくり長期ビジョンにおいて、復興産業拠点に位置づけられている中野地区の整備を進めてまいりたいと考えております。これらの財源につきましては、現在平成28年度事業といたしまして、町から国に実地測量、ボーリング調査、基本設計に係る費用として、実質全額国費の福島再生加速化交付金の交付を求め、調整を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) これほど大きい事業でありますから、やはり町民とすれば、そのお金はどこから出てくるのだろうかというのが一番不安で、計画を立てるイコール予算も、さてどこからお金が出るのかということも、まず示されなくてはならないと思っていますのです。東電からの賠償は今のと

ころゼロでありますし、平成33年の3月31日には復興庁を廃止するなんていうことも出ておりますから、やはりそうなった場合に、こういう金を国といたしても、国も今赤字で大変だと言っているし、やはりそういう予算というのはきちっと出されて、復興に携わらなくてはならないのではないかなと。

心配は、例えば影響緩和交付金やまた一般財源なんかも投入するのかなと、389億円もらいました。はい、100億円使いましたなんていうことになったら、あのお金はすぐになくなってしまうと、あれ何年分、30年分ぐらいもらっているはずですから、やはりそういう金を投入して、1億円、2億円ぐらいだからいいだろうなんていう考えでは本当に困るなと、町民の避難している皆さんの支援ができなくなるようになったら困るななんていう考えも、お話の中に入れておきたいなと思っていますし、こういうためにも、前ほどお話ししましたフレコンバッグの交付金、お金は幾らあっても足りないということはないのです、町として。だからぜひいただきたいということが私、町民、皆さんの考えではないかと思っておりますので、これからもぜひこのフレコンバッグ交付金については頑張ってお金を獲得していただきたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号4番、通告番号3番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番、中間貯蔵施設について。パイロット搬入が始まって1年がたちますが、平成28年中には本格搬入を国は考えているようです。用地買収も進まず、問題が解決しないままに事業を進めようとしている国に対して、行政としての今後の対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設について。パイロット搬入が始まって1年が経過しようとしており、平成28年中には本格搬入を国は考えているようであり、用地買収も進まず、問題が解決しないままに事業を進めようとしている国に対しての行政の対応についてのおたかしであります。町といたしましては、環境省の取り組みとして、地権者への補償額の提示が遅れたり、理解が得られず、環境省に対する不信感が増大していくことに大きな懸念を持っているところであります。これまでも補償額の提示が遅い、その他環境省の対応に係る苦情、要望に対しては、その都度環境省に善処を求めてきたところであります。

一方、町等の要請を踏まえ、環境省が打ち出した加速化プランによって徐々に調査が進んできており、2月末の物件調査の実施件数は約300件であります。今後は調査結果を踏まえた補償額をできる

限り早く提示し、丁寧な説明を通じた地権者の理解を進めることが必要であると考えております。

また、パイロット輸送時の保管場の整備におきましては、環境安全委員会や議会全員協議会においてご指摘のあった部分については、環境省に改善を徹底させてまいりました。さらに、先月の議会全員協議会で、次年度の輸送等の考え方が示されましたが、その中で増加する輸送量に対応した道路補修等の事前対応については、それを明確に実施するように求めていきたいと考えております。

行政としての今後の対応といたしましては、地権者の感情を思えば、環境省がよりしっかりと対応をすべきものと思っておりますが、輸送については県内各地に避難し、お世話になっている町民感情や県内の復興、ひいては町の復興にとっても直結するものでありますので、前述の安全対策等を徹底させることが重要と考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

一昨日というか、先日環境省が、井上副大臣も一緒に来ていただいて、大臣クラス、政務官クラスが環境省の説明に、議会全協に来ていただいたのは、非常によかったなという部分が一つあったのですけれども、今までは本当に環境省の職員だけということがありました。それも1年以上続いていました。責任のない人の説明では納得いかない部分もありましたが、井上副大臣が来たときには、町長が言っていないことを何かマスコミの前で、「一昨年2月には搬入の許可をいただきました」と。あくまでもあれはパイロット搬入だったと、町長も言っていたので私も安心いたしました。メディアの前で外堀を埋めるような挨拶をしたというのは、非常に僕は誠意がないと、国としての誠意がないと私は思います。

また、今週の月曜日、参議院の質問の中で、地権者に対して、今使わせてもらっている土地を、無償でお頼みして交渉して今使わせてもらっているという丸川大臣のご答弁がありました。全くもってこれはうそなのです。私も町にも提出しています。環境省はこういう書類を持っていきました、その地権者に。最初から無償と書いてあるのです。ある方は、前にも言いました。その無償の、結局無償の説明をしてくれと、説明できないから借りなくていいですという環境省からの答えが来た。こういう現実的なことがあります。

実際に、僕は中間貯蔵に反対していますかという面では、反対はしていません。だけれども、国の対応が、地権者に対しても町に対しても僕は誠意が全くないと思うので、町長、今後、この件に関しては町長も苦しいと思います。だからはっきり町の代表として、今後続くのであれば、町としては協力しないよというようなことを僕ははっきり言ってもいいと思います。その点に関してひとつご答弁いただきたいのと。

もう一つ、先ほど同僚議員がフレコンバッグの交付金とか税金とかという話になってきているのですけれども、ちょっと僕も余り深く調べていないので、申しわけないのですけれども、国の事業でこういう事業をやるときには、一般の会社が入ったとしても、要は、法人税とかそういうものがとれな

いかわりに、出てくる交付金、その税金にかわる交付金みたいなのが多分あると思うのです、あるはずなのです。そういうものは町で大体どのくらいの収入になるのかというのを試算しているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時39分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

2月に井上環境副大臣が、当双葉町役場いわき事務所にお越しいただきまして、いろいろ今後の搬入についての国の考え方をお話をさせていただいたのは、私も一緒に同席しておりましたので覚えております。その中で搬入の部分での、本格搬入という言葉を使ったかどうかはちょっと記憶はしていませんが、本格搬入と受け取られるような発言があったのは事実ですし、私どもといたしましては、本格搬入につきましては、従前から議会、町ともに国に対して要望している搬入道路の完全な修復、補修、そういったものが徹底されるということと、底地のいわゆる契約が決まっていない状況での判断はできませんよということで、本格搬入の判断はまだするに至っていないというふうに判断しております。

一方、議員からご指摘がありました交付金の部分ですが、今後いろいろと検討させていただいて、調べさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。本当に言ってないことが、外堀から埋められるというのが非常に僕は遺憾に思うので、そういう対応を町長にもぜひお願いしたいと思います。

また、中間貯蔵、本当に権利権限と賠償がどうしてもないのです、土地に対する賠償の営業権とか居住権とか、そういうものに対しての賠償はないというのであれば、中間貯蔵では無理であれば、私は個人的に言わせてもらえれば、最終処分場を視野に入れる時期に来ているのかなと思っています。結局30年後に出すところが全然決まっていないのに、どうやって出すのかなと。ましてや原発の廃棄した物を、燃料デブリ等を取り出してどうやって運ぶのかなと、そういうものを見据えてわかっているはずなのに、何でこの中間貯蔵で中途半端に今進めるのかなと。結局、中途半端に進めることによって、問題の先送りを次世代の方に行っているように思えます。ましてや、今の地権者の方々も、本当に人がいい人が多いからある程度は進んできています。

だけれども、実際に言ったら、全然国と国民との信頼関係が壊れる中でやるのであれば、ちゃんと出直して頭を下げて、国の進めてきた事業なわけなので、この中間貯蔵ではもう全然話が進まないよ

というのであれば、やり直すこと、または将来双葉町の子供たちにも、日本の後世の人たちにも、問題の先送りというのは当町ではやってはいけないのかなと思うので、今後もし最終処分場とかそういう判断もしなくてはならない判断は、先送りしないようにしてほしいなと私は思っています。

町長、今の現時点では答えられないと思いますが、とりあえず今お答えしていただきたいのは、今後賠償に関しても何にしても、ちゃんと町民のほうに立って今やっていただいています、今後一層のご尽力をいただきたいと思いますが、その点に対しての決意などあればご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵施設、そして最終処分場というふうなお話がありました。そのことにつきましては先ほど再質問の中でもお答えしておりますが、本格輸送の判断をする状況に至っていない現状で、最終処分ということに対する言及をすることは控えさせていただきたいと思います。また、町民の皆さんのいろいろな補償、特に中間貯蔵施設の地権者の皆さんに対する補償に関しては、当然住民側に立って対応するというのは、これはやっていかななくてはならないことと思っておりますし、ただ、一方、なかなか県内の現状、いわゆる黒いフレコンバッグが置かれている状況が継続されることは、決していい状況ではないと考えておりますので、その辺も含めて真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 2番の東京電力補償・賠償についてに入りたいと思います。東京電力の補償・賠償については、一方的な補償・賠償で、被害者に対して誠意のかけらもない対応に思えます。一方的な補償・賠償の金額を提示し、中間指針で決まっているなど、被害者側の言い分を聞くことなく進めているように思いますが、行政としての今後の対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、東京電力補償・賠償について。東京電力の補償・賠償について、被害者の言い分を聞かず、一方的な金額を提示して進めようとする誠意のない対応をしていることに対する行政としての今後の対応についてのおたただしですが、町としましても、東京電力に対し、被災者に寄り添った賠償の実施を求め続けております。また、本年1月4日には、東京電力の廣瀬社長に対し、私から要求書を直接手渡しし、東京電力が事故の原因者であり、加害者であるということを改めて認識した上で、当町の被害実態に即した賠償を、町民に寄り添い、丁寧かつ真摯に行うこと等を要求いたしました。

町民の方から町に対して個別にご相談いただく場合もありますが、その際には、事実関係を確認の上、被災者である町民の方が不当な不利益をこうむることのないよう、東京電力にその都度求めているところです。

引き続き、東京電力に対して、関係機関と連携しながら、被害実態に即した賠償を行うよう求める

とともに、国等に対して、町民の生活のために必要な支援の実施を求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。これ東京電力さん、自分たちのものを頼むときには、ちゃんとした約束をしても守っていただけないというのが、私も事故当初から議員をやらせてもらっていますが、瓦れき置き場とか、そういう面では非常にちゃんと町民の賠償、補償をちゃんとしてくださいよというようなものがあつたのにもかかわらず、先週の金曜日に福島民報の記事に載ったことが、先週だったと思いますが、平成29年3月以降の賠償として700万円支払ったというような掲載の記事がありました。だけれども、その支払うときに言っていたのは、帰還困難区域で帰れないし、いろいろ大変でしょうからというような説明で私たちはいただきました。だけれども、いざこうやって時間がたってしまえば、平成29年3月以降の賠償ですよというような掲載、これは東電さんが出さなかったら何ともそんな記事が出るはずがないのです。

また、東京電力さん、毎回来てますけども、困ったときだけ来ていらっしゃる。何かを建てたい、何かあるときだけなのです。それでちゃんと約束は守りますと言って、一つも約束は守ってもらっていないと思うのです。すごく僕はこの中で疑問に思うことがあるのですけれども、皆さん福島県民、全国の方々が双葉町の原子力発電所が爆発したと思っている。ところが当町にあるのは福島第一原子力発電所5号機、6号機です。残念にも水素爆発したのは、隣の町の原子力発電所で、当町に関しては、隣の町で爆破したものを当町に運ばれているような現状にしか僕は見えません。にもかかわらず平成29年3月以降の賠償が決まっていない、また就労不能損害打ち切り。

私、仮設とかそういうところを回っているときに、ある家庭の涙ながらの話を聞いてきたのは、仕事をしに行って、お前は金があるのだから仕事しないでいいだろうと、そういう大人のいじめ、子供のいじめ等があつて、事故後3件行って、仕事に。どうしても同じことを言われて、精神的に追い込まれて、仕事もやめるようになっている人がいるわけです。そういう人たちの話の聞く場も持たずにちゃんとした窓口をつくりますというような、本当に双葉町を東京電力は軽視しているようにしか見えません。

そういう状況の中で今後、私たちは確かに日本の復興を、福島の復興に収束というのは大事だと思いますけれども、町長として、町民をそういう邪険に扱う会社に協力する必要はないと私は思っています。ちゃんと自分たちの役割をやっていただいて、そうしたら、あちらも誠意を持っていていけばこちらも誠意を持って協力しますが、誠意のかけらもないと思っているのですけれども、町長の今後の東電に対する対応、もうちょっと厳しく、行政としても、議会としてもいかななくてはならないと思うのですけれども、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

東京電力の賠償についてのおただしでございますし、東京電力が双葉町民の皆さんに対する賠償の取り組みが被害実態に沿ったものでないというふうなご指摘でございました。そういったものに対しては、先ほど答弁で申し上げているとおり、個別で町民の方から訴えがあったものに関しては、事実確認をさせていただき、東京電力にきちっとした対応をするようにということを強く申し上げておりますし、ことし1月4日に廣瀬社長が当町に挨拶に来られた折にも、強く東京電力は加害者であり、事故の原因者であると、そういったことを忘れないで、住民の被害実態に沿った賠償の取り組みをするようにというふうな申し入れを強く行っております。

現状では、特に私自身も考えるのは、双葉町の被害実態というのは、他の町村とまた違った一面があるというふうに感じております。そういったことに対して、やはり双葉町の特殊事情に沿った賠償の取り組みを今後も強く東京電力には求めていきたい、そういうふうと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長の考え、本当に非常にわからないではないのですが、言えない人もいるわけです。就労不能損害とか、本当に、要は営業に関する賠償に関しても、出してから、何か勝手に言いたいことを言って、出したのだから黙っていろみたいな感じにしか思えないようなことがあって、本当に今回の補償・賠償からちょっと外れるかもしれないですが、当町の将来を見たときに、企業や町民の方がちゃんとしっかりしていないと、僕は当町の復興というのはあり得ないと思うのです。

当町にある企業、もしくは町民の方々がしっかりとこの避難生活を乗り越えていくためには、精神的に、避難生活で本当に弱くなっていて、それで本当にみずから命を亡くされる方や、本当に病気にかかっていく方、自分の故郷に帰れないまま亡くなっていく方とか、そういう人たちのことを考えれば、当町の将来を考えれば、この賠償が一番大事だと思います。であれば、本当に具体的に言えば、今後東京電力さんが、今後何かをつくりたい、何かを協力してほしいというものに対しては、やはりこれをのんでくれなかったらやらないよというような強い方向性を出さないと、東京電力がやらなくなります。この5年間で僕はそこははっきりそのことを言えると思うのです。だからもっともっと、東京電力さんの社員もうちの町民の方もいらっしゃるし、その間に入らなくてはならない部分もいろいろとありますけれども、声なき声を、言えない町民の方々を守る上でも、一つ毅然とした対応を今度はとっていかなくてはならないのかなと思います。

物をつくったりも、何かをしたい、説明しますというときに、うちの町の町長、うちの議長は、全協として出ていますけれども、片や東京電力の副社長というのが復興代表の石崎さん、僕は逆に言えばその時点でばかにされていると思うのです。こちらから頼むわけではない、あちらから頼むわけです。廣瀬社長はことし来たといいますが、僕は会っていませんし、議員になってから東京電力の本社に議会として行っています。そのとき来るのが当たり前、こちらから行かないと会わない、

忙しいからなんていうのは、全くもって被害を出した原因者である東京電力として、全く誠意どころか失礼な話だと思っています。できれば本当に仮設だけでもいいから、ちゃんと謝って回ってほしいということも言っています。言っていますけれども、もう5年たっていますけれども、今はけろっと、賠償なんか早く終わらせたいみたいな感じの対応にしか見えないので、今後より一層ちょっと強い対応を町長に僕はお願いしたいのですけれども、ご答弁あればお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

東京電力の賠償の取り組みについて、非常に困っている町民の皆さんがおられるという事実を町としても把握しております。そういったことに関して、先ほどの答弁でも申し上げておおり、事実関係を確認して、東京電力に正しい対応をするように強く求めているのは、従前からしているとおりであります。今後もその取り組みは続けていくつもりですし、一方、改善された点に対して言わせていただくならば、本賠償請求が今現在では五十数名まで減少しております。そういったことでゼロになるように、町としてもその請求者が一人もいなくなるように取り組んでいきたいというふうを考えておりますし、一方、廃炉と賠償という部分に関しては、どうしても福島復興を考えたときに、双葉地方の復興を考えたときに、廃炉は進めなくてはならないということもご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 3番、避難生活について。避難生活が続いていますが、避難生活の対応について問題が生じてきているように思います。復興住宅や借り上げ住宅について、今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、避難生活について。復興公営住宅や借り上げ住宅への今後の対応についてのおただしであります。本年3月で東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から5年が経過し、避難生活も長期化し、不自由な生活を強いられている中、仮設、借り上げ等みなしを含む仮設住宅の供与期間は平成29年3月までとなっております。復興公営住宅整備の遅れなどにより、生活再建の見通しを立てられない方々が多く見受けられます。

このような中、ようやく先月29日から双葉町民向けの勿来酒井地区復興公営住宅の72戸の木造戸建て分の入居募集が開始されました。募集期間は2月29日から4月28日までとなっております。町としては、一人でも多くの方が復興公営住宅に入居していただけるよう、昨年4月仮設住宅居住者を対象に行ったアンケート結果をもとに、福島県へ入居募集に関する個別相談会の開催を要請いたしました。まずは3月5日に、希望者が多かったいわき市南台応急仮設住宅で個別相談会を開催し、順次仮設、借り上げ等みなし仮設住宅に入居されている方を対象に、福島県内外で県主催による個別相談会が開催される予定となっております。

今後、仮設、借り上げ等みなし仮設住宅の供与期間が終了することを見据えながら、福島県と連携を図り、復興公営住宅への入居を誘導していくとともに、平成29年3月までとなっている仮設、借り上げ等みなし仮設住宅の供与期間についても、復興公営住宅への移行の状況を見きわめながら、期間の延長を国、県に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。仮設住宅から今どんどん、どんどん、いわき市を除いて郡山市、会津のほう、いろいろともう、何ですか、復興住宅のほうに移られている方が多いです。実際仮設はほとんど人がいなくなっている状況です。ただ、復興住宅のほうに行くと、仮設にいたときのほうがまだよかったというものが、出てきてるみたいです。それは何かというと、集会所等が双葉町の人たちの分がないとか、あるところではある、ないところはない。みんなの今度は顔を見られなくなってしまったとか、誰かが家を開放しなくてはならないような事情になっているというようなことも出てきています。それで、それは今一生懸命それに対しては対応して、県の事業なので県がしっかりとやっていただけるように、町から強い要望をしていただきたいと思います。

また、本当に東京電力さんの賠償説明等も、それがないが上に来てもらうことができない。要は、相談、富田の仮設で言えば週に一、二回、その説明の方が来てくれたりとか、NPOの方が来てくれていてその集会所等があるわけです。そこから出ていった方が、集会所等がないために、そういうものができないというのと、あと閉じこもりですか、出てこなくなってしまうという方が非常に多くなっています。

これ本当に町の対応ではないのですけれども、町からも本当に県に強い要望をしてもらわないと、多分できないと思いますし、県ができないのであれば、予算等をもらって町で対応できないのかなと思うようなことが多々あるのです。集会所できました、カーテンも何もない、カーテンもテレビも何もなく、そこにただ集まっているだけという状況とか。集まっている人たちは、僕なんか行くとエアコンつけないで、ひなたぼっこできるからと、今の寒い時期は日が当たるところにみんな集まって、陰のほうでいないよというような状況を見ていると、本当に充実しているのかなと。復興住宅に入ったから、県はもう避難生活は終わりなのだよということを言っているのかなというような待遇の違いが非常にあるように思うのです。その点について今後もっともっと復興住宅、借り上げも本当にできることが限られてくるかもしれないですけれども、そういうふうに町として今後対応していただきたいなと思うので、そこら辺はちょっと町長の答弁、来年度に向けてどういうふうにやっていけるのかなと、28年度に向けていけるかということがあれば、ちょっとお答えしていただきたいというのと。

あと、もう一つ、ちょっとすごく問題がずっとあるような場所があるのです。ある一部の方々のせいで全職員が悪く見られるような、例えば本当に窓口に行きました、行ったら誰もいませんでした、そしたら何か広報に写真が載っていましたとか、そういうような実態の場所もあるのは、多分町とし

でも把握していると思うのです、それは。それであれば、そういうところの改善を速やかに進めてほしいと。これは本当に証拠も何もみんな出てきているわけです、勤務時間帯にまさか広報で、何かやっているところを写真に出していましたなんていうようなお粗末なことが臨時職員等であったのでは、ほかの一生懸命やっている人たちが非常にかわいそうだと思うのです。だからそういうものに対しても速やかな改善等をしていただければと私は思います。

本当にいわきにしても、加須にしても、郡山にしても、一生懸命皆さんやっているのです、そういう方々が、こういう一部の人のためにそういう目で見られるのは非常に困りますので、わざわざいわきまで来なくてはならない、どうしても必要な書類があるときに、そこで出せるためにつくっているのに、そこにいなければ、わざわざいわき市に来なくてはならないというような状況が生まれること自体が非常に僕はおかしいと思うので、そういう対応に対してもちょっとご答弁いただけるかなと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅から復興公営住宅に住居を変えた方で、集会所等が整備されていないところ、整備されているところ、そして双葉町住民の対応がなされていないところ等々あるというふうな報告は私も聞いております。そういった意味で、まず復興公営住宅の中で、町単独で入っている復興公営住宅に関してはさほど問題はないのだろうと思っています。一番は、他町の皆さんと共同入居という形になっているところが、非常に優先権みたいな感じで使われているという節は報告を聞いております。そういったものの対応は、今後県のほうに改善をするよう要求していかなくてはならないということと、一方、借り上げ住宅とかみなし仮設の方たちに関して言わせていただくならば、自治会組織というのが立ち上がっておりますが、全町民が、では自治会に全部入っているかということ、そうでもない状況です。

そういった意味で、全町民対応の町民交流施設、ここの勿来地区で言わせていただければ、ふたパークとか、あとは郡山にもありますし、加須にもあります。そういったところをもっと充実させていくべきなのだろうと。町民の皆さんが同じ町民であって、仮設だからとか、復興公営住宅だからとか、持ち家だからとか、そういったことでなくて、分け隔てなく町民が集えて交流のできる施設というのを充実させるべきではないかというふうに考えております。そういったことで、今後その取り組みをもっと皆さんの実情に沿った対応をしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、臨時職員のお話がありましたが、そのことにつきましては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 船来総務課長。

○総務課長（船来丈夫君） 菅野議員のご質問についてご説明申し上げます。

各施設の職員につきましては、施設を管理する担当課長等から状況の報告を受けております。職員

につきましては、自覚を持って業務を遂行していただくということを指導してございまして、またいろいろと事あるごとに直接、また担当課長等を通じて指導を行っております。ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 担当課長とかそういう問題ではないです。実際に実情が町に上がってきているのか上がってきていないのか。一議員である私には、その問題は上がってきている。皆さんも聞いている方はいらっしゃると思います。そこに何かあるのかという問題ではなくて、その人がいいか悪いかで、自覚を持ってないからそういうことをしているわけです。であれば、速やかな対応を私はお願いしたいということを言っている。それ以外私は言っていませんので。

今後、次年度に対してもそういう方がいて、行ったら閉まっているよと、普通の日だよと、何で閉まっているのと聞かれても、僕執行部でないからわかりませんでは済まなくなるので、そういう対応をお願いします。理解はしません、対応はしてください。お願いいたします。

それと、今後、町長にお願いです、執行部にお願いなのですがけれども、各個別の、例えば借り上げの人たちは借り上げの人たちも、県中なら県中の人たちにどんなことをしてほしいかというような個別の、例えば東原の復興住宅とか、個別にちょっとアンケートみたいのをとってみるのも一つの手なのかなと思います。ただ、それを全部やれとは私は言いません。ちゃんと良識的である者で、町としてもこれはちょっとはできるかなと、これぐらいできて話し合いとか何かうまくできるような状況で、全然復興住宅に入ったら町とかかわりがなくなってしまうのだみたいな感じでは、ちょっと困るので、そこら辺はちょっとうまくやってほしいなど。

今本当に言われているのは、バスのこととかいろいろあります。ただ、双葉町にいたときのように、あれができないのではないですか、ふれあいタクシーみたいなのは、実際国土交通省とかそういう問題があるのでできないのはわかりますので、そういうふうに今仮に県にどこまでできるのかというような、多分言われたことに対してちゃんとした返事をすれば、双葉の町民の方々はみんな了解していただけると思うので、そこら辺に対してはぜひともよろしくをお願いします。

また、同僚議員から先ほど出ましたけれども、老健施設の件、29年、せんだんさん、名前出しているのかどうなのかわかりませんが、ある程度高齢の方が安心できるようなものができました。ただそれだと6年になってしまうのです。県中地区の辺にもやはり町民の方はいっぱいいらっしゃるので、いわきだけではなく県中のほうも速やかに、こういうものがあれば、29年とは言わずにどんどん、どんどん早目に進めていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 10時20分まで休議します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号3番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

3番、高萩文孝君。

（3番 高萩文孝君登壇）

○3番（高萩文孝君） 議席番号3番、通告順位4番、高萩文孝。今議長より一般質問の許可を得られましたので、これから通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1、教育環境について。学校再開から現在までの双葉町立幼稚園、小学校、中学校並びに生涯学習の教育環境について質問いたします。

（1）、平成27年度からの双葉町教育ビジョンの具体的な実践内容についてお伺いいたします。

（2）、教育長メッセージについて。①、幼稚園における平成27年度の計画、方針の成果についてお伺いいたします。②、いじめ、不登校傾向や発達障がい等の具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。③、教育長として、学校再開から現在までの成果並びに今後の取り組み内容についてお伺いいたします。

（3）、生涯学習事業、特に結婚対策協議会の成果についてお伺いいたします。

（4）、平成28年度の人数増加に伴う具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

（教育長 半谷 淳君登壇）

○教育長（半谷 淳君） 3番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、教育環境について。（1）、平成27年度の双葉町教育ビジョンの具体的な実践内容についてのおたただしであります。まず、ビジョンのスローガンとして位置づけております「可能性の追求」を、あらゆる領域で発揮できるよう取り組んできました。具体的には、子供たちの心身の健康を第一に、毎日楽しく学校生活を楽しめる環境づくりに努めました。

次は、学力向上です。楽しく学び、そして深く追求して学ぶことを先生方にお願ひし、全国学力テストや県の学力テストにおいては、ほとんどの子供たちが平均を上回り、また英語や漢字の検定試験でも好成績をおさめています。表現力、想像力の育成にも力を入れ、双葉郡のふるさと創造学サミットやダルマ市での発表、双葉町カレンダーづくり等、向上が見られます。そのほか英語学習や伝統文化の継承、放射線学習等でもビジョンの内容をきちんと取り組んできました。子供たちは「双葉町子どもの7つの約束と1つの教え」をよく理解し、挨拶がしっかりでき、生活態度にも規律が見られ、いじめはありません。

次に、（2）、教育長メッセージについてであります。①、幼稚園における平成27年度の計画、方針の成果についてのおたただしであります。本年度の幼稚園教育の基本方針として3点掲げました。「みずから人・もの・自然にかかわること」、「基本的な生活習慣を培うこと」、「学びや生活の連続性を考

慮すること」の3点です。また、具体的な計画としては、預かり保育や子育てサロン、読書の推進、そして小学校や他の幼稚園との交流も位置づけました。

成果については、それぞれの計画について着実に実践し、子供たちが心身ともに成長の跡が見られ、子供の数がふえたことにより、互いに遊び合い、学び合う望ましい環境が見られます。小中学生や他の幼稚園児との交流も大いに役立っているように感じております。子育てサロンでは、2歳児の親子が8回参加し、この子供が4歳を迎えたらふたば幼稚園に入りたいとの希望を示しています。読書の推進についても、毎日15分程度の読書タイム、毎週末の絵本の貸し出し等の取り組みを継続し、家庭での読書の時間の確保に努めてきました。

続いて、②、いじめ、不登校傾向や発達障がいへの具体的な取り組み内容についてのおたただしであります。いじめについては、決してあってはいけないこと、しかし起こり得るものとして受けとめ、何よりその兆候を見逃さない体制づくりを構築し、万が一発生した場合は、学校、教育委員会、そして町長を含めての総合教育会議の組織をフルに活かして対処すべく考えております。現在まで幸いにもいじめの報告はありません。

また、不登校傾向と発達障がいについてですが、町立学校にはこうした問題を抱える子供たちが数名います。この子供たちのほとんどは町立学校の温かな雰囲気と先生方の丁寧な対応により、それぞれの問題が改善され、元気に楽しく生活しています。時に心配な場面も見られますが、保護者やカウンセラーとの連携や町の教育支援員による特別な対応が奏功し、ほとんど問題なく、むしろ学習や生活面での向上が図られているように思います。1年以上もの不登校や友人関係の悩みが改善され、意欲的な態度が見られるようになり、学習その他に能力を発揮している子供たちがほとんどであります。

続いて、③、教育長として、学校再開から現在までの成果並びに今後の取り組み内容についてのおたただしであります。成果については、小さな成果が幾つか見られます。1つは、子供の数がふえたことです。一昨年の開校時には幼小中11名でしたが、現在24名で、この4月には33名にふえる予定です。町立学校のよさが少しずつ理解されてきたように思われます。

2つ目の成果として、楽しくわかる授業が展開され、学力が向上し、学ぶ意欲が高まってきてことです。全国学力テストなどの成績や行事における発表力、協調性等、子供たちのよさ、能力の向上が随所に見られます。町立学校の特色であるタブレットやプロジェクター等、ICT機器の活用も効果的になされていると思います。

3つ目として、幼小中学校の先生方の連携がうまくなされていることです。学校行事を中心に幼小中が連携し、町民や大学生、地域の人材をうまく活用し、少人数学校のデメリットをメリットに変えています。小中の子供たちが全員で2年連続「せんだん太鼓」の発表も行っており、町の伝統文化の継承にも大切な役割を果たしています。町民と子供たちのきずなづくりの点でも見逃せない成果です。

4つ目として、放課後学習会を上げたいと思います。南台仮設住宅集会所と町立学校の2カ所で実施し、それぞれ10名前後の小中学生が週2回学習会に参加し、学習習慣の形成、学力向上の点で着実

な成果を上げています。今後はさらに教育内容を充実させ、新しい試みも取り入れながら、入学者の増加を図りたいと考えております。子供同士が切磋琢磨し、より学校生活が楽しくなるよう、当面は幼小中学校合わせて50名を目標に掲げ、早期に実現できるよう努力したいと思っております。

次に、(3)、生涯学習、特に後継者結婚対策協議会の成果についてのおただしであります。震災後活動を休止しておりましたが、平成25年2月に活動を再開するための話し合いの場を持ち、平成26年度に出会いの場として「ファーストデート」事業と、ダルマ市において「若者集まれ！」事業の2件を実施したところであります。

しかしながら、この厳しい環境の中での活動で、協議会としての所期の目的達成には至っておりませんが、協議会委員の皆さんの活動に対する前向きな意欲が見られています。また、平成27年度は、双葉町復興支援員を交えて、今後の協議会活動のあり方などの情報交換を行い、イベントに若者の参加を呼びかけ、出会いの場を設け、かつ若者の力とアイデアでイベントを盛り上げようとする方向で議論いたしました。今後も結婚適齢世代の交流活動を進めることとしておりますので、ご理解願います。

次に、(4)、平成28年度の数増加に伴う具体的な取り組み内容についてのおただしであります。町立学校の人数は、次年度はふえるとはいえ1名という学年もあり、満足できる学級生活を送るためには、各学年5人程度が望ましいと考えております。そのために、以下の3点を計画しています。

1つは、幼稚園の子供たちのスクールバスに介助員を添乗させることです。子供の通学の安全を保障し、保護者に安心感を与えることで、幼稚園への入園者に配慮したいと考えております。

2つ目は、授業の充実とスタッフの充実です。これまで同様に一人一人に丁寧な指導を心がけることは当然ですが、より入学者を確保するために、町立学校の特色である英語教育を充実させたいと思っております。ご存じのとおり文部科学省では、実践的な英語のコミュニケーション能力の育成を目指し、英語の授業の改革を進めています。本町にいるALT2人を十分に活用し、文部科学省の考える英語教育を先取りするための新しい試みに取り組みたいと思っております。

また、少人数のメリットを活かしたいとも考えております。このALTには英語の授業のみならず、ICT機器の活用や不登校傾向や発達障がいを抱えた子供たちの対応についても、十分能力を発揮できると期待しています。これらについては学校現場からも強い要望があります。

3つ目は、震災前に実施していた子供たちの海外派遣事業の復活です。国際化の時代において、子供のころから海外研修による異文化体験、語学研修等は大変重要です。教育委員からも強い要望があり、本年度は全国に避難している中学生10名を対象に海外派遣事業を実現したいと考えております。

このような取り組みを、町のホームページ、マスコミ等でPRし、一人でも多くの入学者を確保したいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございます。細かく内容をちょっと確認をさせていただきます。

す。

まず、(1)については、実際のこちらにあります教育ビジョン、平成27年度なので、今後28年度も当然策定されると思いますが、ちょっと一般質問の時期が2月29日だったので、締切日が、27年度でちょっと質問させていただきました。掲げている内容について今答弁いただきましたので、十分実施されているかなということで、こちらは評価したいと思います。

あと、教育長メッセージなのですが、不登校傾向や発達障がい等の話がありまして、スクールカウンセラー、実際に最近も何か中学校の、例の広島のほうでもいろいろ問題がありました、いろいろな意味で。そういう方等とも連携しながら、学校の先生とも協議してやられていると思うのですが、具体的に先ほど答弁にありました、11名から24名にふえて33名にふえたというのもあって、学校の先生方の、先ほどALTの方も活用するとかという話もあったのですが、そういう専門の方を、逆に何か雇うとか、雇うという言葉はちょっとあれですけども、来ていただくとか、今の、基本的に学校の先生にはそういう知識は余りないのかなとも思えるので、そういう専門の方とかも今後追加していくようなお考えが、教育長としてあるのかどうかをちょっと質問させていただきます。それが1点です。

あとは、十分成果としてやられているということで、50名を目標という話も出てきましたが、当然それは人数がふえて、教育長の目標50名はいいのですが、やはり双葉の町民が、小学生がやはり数をふやすというのも当然必要だとは思っているのですが、やはり今来ている子供たちを、要は将来に向けての重点というか、その取り組み、教育を重点的にちょっとやっていただければいいかなと思うので、私個人的には、人数を余りにもふやすと、いろいろ問題とかも起きたりなんかするのではないかなと思うので、今の33人、自然と来ていただければ、来ていただいただけでいいと思うのですが、余り今度広くすると、いろいろな意味でいじめの問題とかまたさらに出てくるのかなと思うので、余り慌てず、ゆっくりとした形でちょっとやっていただきたいというのが私の考えでございます。

あと、結婚対策協議会なのですが、26年度はファーストデートという形でやられて、昨年度は復興支援員たちの皆さんのあれでやっているという話もあったのですが、せっかくこの双葉町後継者結婚対策協議会というがあるので、ぜひともまた活動していただいて、ちょっと28年度からでもいいのですが、そういうお考えがあるのか、そういう質問をさせていただきます。

あとは、スクールバス介助員、いろいろありがとうございました。いろいろな意味で検討していただいたようですので、こちらは大丈夫かなと思います。

あと、最後に海外の派遣、教育委員からも出ているという話があるのですが、今の現状を考えると、こんなことを言うのは失礼かもしれませんが、私の、今の答弁を受けた率直な考えなのですが、テロの問題とかいろいろあるので、場所の選定とか、どこがいいのかということもあるのですが、あと自然災害、例えば地震が結構起きているとか、そういうところも含めて、28年度やりたいというお考えの

ようですが、ちょっと慎重にやっていただきたいかなと私個人的に思います。

というのは、やはり何か行き先でいろいろな何が起きるかわからない、私も個人的にフランスに行きましたけれども、パリであんなことが起きたりなんかもしているのも、ちょっと海外が本当にいいのかということも含めて、別に国内でもいいのではないかなという思いもあるのですけれども、これは教育長の考えではいいと思うのですが、今の答弁いただいた中では、海外派遣については私はちょっとそういう考えを持っているので、慎重に検討していただきたいと思います。

以上で再質問とさせいただきます。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの高萩議員の再質問にお答えします。

まず、1番目、不登校傾向や発達障がい等への専門家によるカウンセリング、これについてはカウンセラーが毎週来ておりまして、これまでも子供たちに対応して、いろいろな場面で子供の相談、そして親御さんの相談についてもカウンセリングを進めてきて、成果が上がってまいりましたし、次年度についてもカウンセラー、そして養護教諭等にもお願いをして、心のケアに努めていきたいと思っております。

2番目、人数について、余り慌てず、今の子供たちの教育にまず力を入れてと、大変貴重なご意見ありがとうございます。私としてはこの2年間で、先ほども申しましたように、先生方の指導力もあって、私のある意味想像以上に子供たちが学校生活を楽しんで、能力も非常に高めてきたというふうに考えておりますし、この状況ならば人数をふやしても、今の教育状況が心配されるということはないと、あえてふやしながら、さらに中身を充実すると、その方向を考えていきたいと思っております。

3番目、結婚対策協議会、これについても貴重なご意見ありがとうございます。26年、27年と協議会を進めてまいりまして、28年度については、とりあえず先日の協議会で、またやはりイベントを開催して、また出会いの場を設ける方向でひとつ考えていきたいと思っております。

4番目、海外研修についてであります。実は昨年度も一応考えておりましたが、お話ありましたようにテロの問題等もありまして、ほかの町村の動向を1年間考慮してまいりました。双葉郡でも実は昨年、そして新年度、双葉郡内の各町村が小中学生の海外研修というのを、結構私の情報では半数ぐらい計画しているようです。したがって、このテロの問題、自然災害の問題等に注意を払いながら、ここはやはり他町村に倣って、子供たちの将来の可能性、異文化体験というものに踏み出してもいいかなという考えがあります。それにしても事故の内容、いろいろな面で配慮しながら進めていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） ありがとうございます。いい答弁をいただきましたので、今後とも引き続き慎重にというか、先ほどのその海外派遣についても十分、教育長の考えは十分わかりますので、事

故のないようにお願いしたいと思います。

ただ、今の答弁で1点ちょっと気になるのが、そのふやしながらやるということなのですけれども、ふえるということは、その分先生方の充実がやはり、私は先ほどから言っているとおり必要なとも思うので、教員の方の意見も十分吸い上げてやっていただきたいと思うのです。要は、人数がふえていくということは、それだけ見る先生、今まで見ていた人数から比べると少ないから今の教員で十分なのかもしれないのですけれども、教員の方の人数は。その辺も含めて、当初からは3倍くらいの人数になっているので、そういう意味で先生方の数とかもちょっとふやしてあげたほうがいいのではないかなという個人的な考えだったので、そこだけちょっと最後に再々質問でお願いします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの高萩議員の再々質問にお答えします。

人数がふえることによって教員定数もふえてまいります。新年度につきましては、今确实なところで、小学校、現在3年生、4年生が誰もいないのですが、新年度は全学年子供がふえるに伴いまして、特別支援学級が1学級開設されますし、その専任が配置されます。いわゆる発達障がいを抱えた子供たちのための専門的な教育を進めるためです。もう一点は、やはり学級数がふえることによって、これも教員の配置が1名、合計で2名ふえる予定です。

なお、幼稚園のほうも現在4名ですが、7名にふえる見通しであるため、こちらのほうのスタッフの充実についても、今後検討していきたいと考えています。ALTも含めて、とりあえず介助員、人的な配置というものは、当然大切な中身だと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 続きまして、大きい2番に入ります。双葉町復興町民委員会について。双葉町復興町民委員会の提言に伴う双葉町としての具体的な今後の取り組み内容について質問いたします。

(1)、高齢者等福祉分野の提言に対する取り組みについてお伺いいたします。

(2)、町民コミュニティー分野の提言に対する取り組みについてお伺いいたします。

(3)、復興産業等拠点分野の提言に対する取り組みについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

2、双葉町復興町民委員会について。双葉町復興町民委員会の提言に伴う双葉町としての具体的な今後の取り組み内容についてのおただしであります。町では、復興まちづくり計画（第1次）に基づく取り組みの改善及び復興まちづくり長期ビジョンに掲げられた施策のさらなる具体化を目指すため、双葉町復興町民委員会での意見をまとめた提言書を踏まえ、今年度末までの予定で、事業計画の改定や町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用・推進計画の策定を進めているところであり

ます。

(1)、高齢者等福祉分野の提言に対する取り組みについてであります。提言にもある「不自由な避難生活の改善を図るため」としては、まず戸別訪問を継続して行い、町社会福祉協議会、町民生児童委員協議会やふくしま心のケアセンターなど、関連機関との連絡会等を通し、情報の共有を図りながら支援を継続していくとともに、避難先自治体との連携をとりながら支援体制を構築してまいります。

各種サロンを高齢者サポートセンターなどで開催し、町民のコミュニティーの場の提供を行いながら介護予防事業を展開してまいります。また、より多くの方々の参加を得るために、事業の見直しや関係機関との共同連携事業などの検討を行い、魅力ある事業を計画するとともに、テーマ別の集いの企画等やサロン、カフェなどの運営への支援を実施してまいります。

次に、提言の2つ目の「町民の生活再建の実現に向けて」は、健康手帳の活用方法を周知し、総合健診や各種検診などの検査結果の一括管理、健康診断結果返却説明会における保健指導を進め、自律した健康管理を促すための方策を検討してまいります。また、健康診査を受診しやすくする体制の整備を避難先自治体や全国の医療機関と連携をとり、長期化する避難生活の中で、町民の方々の長期的な健康管理のフォローアップ体制を構築していきます。

提言の3つ目の「町外拠点における福祉体制等の確保に向けた取り組み」につきましては、勿来酒井地区復興公営住宅整備地内に、郡立診療所及び高齢者サポートセンター建設を進めております。また、近隣の錦地区には、特別養護老人ホーム及びグループホーム建設を進めており、運営主体のふたば福祉会への支援をしてまいります。

さらに、町民の方々へ、医療・介護制度や施設・サービス内容等の情報提供をするとともに、サービス利用、ニーズの把握に努め、民間事業所との調整を図り、施設等の利用を進めてまいります。

最後に、高齢者の生活支援、交流、見守り機能を確保するために、避難先自治体や関係機関との協議を引き続き進めてまいります。高齢者を敬い、コミュニケーションの場づくりの一つとして、敬老会の再開にも取り組んでまいります。

次に、(2)、町民コミュニティー分野の提言に対する取り組みについてのおただしであります。東日本大震災及び東京電力株式会社第一原子力発電所の事故から5年が経過し、長期の避難生活を送る中で、各地域で自治会組織が設立され、現在11団体が活動を行っており、町民同士及び避難先地域住民とのコミュニティー活動の重要な役割を担っています。自治会組織の将来を見据え、参加者の高齢化、固定化が進み、若者層の不参加等を避けるため、自治会組織の運営補助金を導入し、自治会組織みずからの運営等に委ね、コミュニティー活動等を行っていくように支援を行っております。

今後は、町民の交流機会の確保や避難先住民等との交流促進といった提言を踏まえ、自治会組織の自主的な考えを尊重し、自治会組織同士、避難先地域住民等の交流活動に積極的に参加できるよう、NPOや各種団体等からの支援をいただき、多様なコミュニティーが形成されるように情報を共有し

ていきたいと思ひます。

次に、(3)、復興産業等拠点分野の提言に対する取り組みについてであります。提言書の中で「中野地区復興産業拠点の整備イメージ」や「駅西新市街地ゾーンの整備の進め方イメージ」が取りまとめられており、特に中野地区復興産業拠点の整備イメージについては、各施設の配置のイメージを含め、かなり具体的な内容を取りまとめていただきました。今年度末までに、委員会からの提言書に基づき、中野地区の整備方針等を双葉町内復興拠点基本構想として取りまとめ、来年度より、まずは中野地区復興産業拠点の整備に取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。（1）の高齢者等福祉分野の提言なのですが、きのうの委員長報告もさせていただきましたが、スピード感を持って、早急にいろいろ関係機関と連携してやられていると思うのですが、スピード感を持ってぜひとも早く、一日でも早くやっていただきたいと思ひますので、その決意のほどをちょっと答弁お願いしたいと思ひます。

（2）の町民コミュニティー分野の提言なのですが、ちょっと今内容を聞いていましたら、自治会組織の話は出ているのですが、行政区のちょっと答弁がなかったの、行政区、今行政区長さん等がこの前も追悼式とかにも来ていらっしゃる、その行政区の皆さんのかわりに、についてもちょっと再質問としてさせていただきます。

あと、（3）の復興産業拠点の中の中野地区のイメージ、実際にこういうイメージがありますが、これに基づいてそれなりに町としても検討していくということで、具体的な構想と言える範囲でいいのですが、町長の今現在の考え等があれば、あしたで5年を迎えるわけで、町民の皆さんの思いはやはりどうしても、ほかの町とは直接は関係ないと思うのですが、やはり双葉町はどうしても遅れているようなイメージがあるので、ぜひとも5年を迎えますので、町長として具体的にその構想等今の考えが、言える範囲でいいのですが、お考えがあるのであれば、ぜひともこの場でちょっと答弁をお願いしたい、一つ一つちょっとお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

復興町民委員会の中の（1）の高齢者福祉分野の提言についての取り組みについての再質問でございますが、これにつきましては、スピード感を持ってやるようにというご指摘でございます。当然ことしの3月11日になりますと、震災から5年目、5年が過ぎてしまうということで、本当に町民の皆さんには不自由な避難生活をしてもらっていることに関して、何とか少しでもその生活の改善ができるよう、町としても取り組んでいくという気持ちに変わりはありませんし、今ご指摘のありました、そういうふうな高齢者のサポートのいろいろな拠点の取り組みは、町としても事業主体ではないものもありますが、そういったものも、でき得る限りの支援体制でやっていくというふうな考えでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2つ目の行政区の取り組みにつきましては、今般各行政区で総会等が開かれております。そういったものに対しての行政区の開催費用に対する町としての補助というものは行っております。一方、行政区の総会に私も時間の都合がつく限り出席をさせていただいて、町民の皆さん、行政区の皆さんとの懇談をさせていただいているということでございますので、今後もそういった取り組みは続けていきたいと、そういうふうを考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次の中野地区復興産業拠点の整備について、具体的にどのようなものを考えているのかというご指摘でございます。まず、働く場としての中野地区復興産業拠点には、町内商工業者の事業再開等のための共同事業所を整備するとともに、廃炉関連企業の誘致等を図ります。また、企業誘致の一環として、産業拠点の核となるよう、東京電力福島復興本社の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。また、これらに加え、復興祈念公園の隣接地にアーカイブ拠点施設を誘致し、震災事故の記録、教訓等を広く国内外に発信する学びの場となるよう取り組みます。さらに、就業者のサポートや復興祈念公園、アーカイブ拠点施設等への来訪者のサービス提供拠点として、食堂、売店、休憩施設等の機能を有する、仮称ではありますが「産業交流センター」を整備し、地場製品の販売や福島県の食材を活用した食事の提供等を行い、産業振興や地域活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。ともかく最後のその3番の復興産業拠点もなのですけれども、具体的な今お話が出てきましたが、こちらにもそのイメージでありますけれども、要はこちらをも、さっきの医療と同じなのですけれども、スピード感を持ってどんどん進めていただきたいと思います。県道の、浜街道とかいろいろあるので、県とか国とかも当然連携しないとならないので、まず国、県と連携して、どんどん進めていただくようお願いしたいと思いますが、再質問という形でいうと、ともかくそういう考えがあるかどうかだけ、最後答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

当然今、中野、中浜、両竹地区の本格除染が今年度中に終了するというところで、インフラも含めて、当然町単独でできるものではございませんので、国、県には十分働きかけを行って、なるべく早い時期に皆さんにもっともっと具体的なお姿を示せるように取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） 議席番号7番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきますが、初めに、明日で震災から丸5年と

なります。地震、津波で亡くなられた方、そしてまた震災後、震災関連死等で亡くなられた方に対して、謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、第1点目の質問をさせていただきます。帰還困難区域の除染についてであります。先日2月19日に4回目の双葉町住民意向調査の結果が公表されました。帰還意向の設問の中で、「戻りたいと考えている」が13.3ポイントで、前回調査より1ポイント増加しました。「まだ判断がつかない」が20.7ポイントという結果が出ました。住民の帰還の意欲を高めるためにも、帰還に向けた環境整備、本来本格除染やインフラ復旧等が欠かせません。来年度には震災後5年たって、帰還困難区域に当たる駅西地区の面的除染が予定されております。帰還を希望する町民のためにも帰還困難区域の除染は不可欠であります。今後の帰還困難区域の除染計画をお示ししてはと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1番目の帰還困難区域の除染について。帰還を希望する町民のためにも、今後の帰還困難区域の除染計画を示してはどうかとのおたただしですが、本町は放射性物質汚染対策特別法により、除染特別地域に指定されており、国が特別地域内除染実施計画を策定し、除染を実施することになっています。帰還困難区域の除染につきましては、同計画の実施方針により、放射線量の見通し、住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、地元と検討していくと示されており、また平成26年8月に、当時の根本復興大臣より出された「大熊・双葉ふるさと復興構想」においても、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、帰還困難区域であっても復興に資する観点から優先的に除染を行うこととなっております。

これらを踏まえ、これまで環境省に対し、帰還困難区域内の除染として道路や公共施設などを要望し、実施させているところですが、来年度はJR双葉駅西地区の復興拠点整備に向けた面的な除染が実施されることとなっております。

なお、本年1月に井上環境副大臣が記者会見の場で、帰還困難区域の方針について、「ことしの夏か秋にも方針を固める」旨の発言をしており、町としても町の意向に沿った内容となるよう求めています。

今後も、まずは町内復興拠点として構想している駅西地区から国道6号方面、さらには中野地区に向けての除染など、住民帰還に向けた切れ目のない除染の実施を環境省に強く求めていくことといたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 答弁をいただきました。まだ環境省から、帰還困難区域の本格除染計画については、具体的なお示しが無いというのは承知しております。これまでモデル実証事業として、拠点

除染をやってきましたけれども、なかなか目に見えるような除染にはなっていないというのが現状ではないかなというふうに思います。ようやく駅西側の、今ほど町長からも駅西、駅周辺の除染というような答弁がありましたけれども、40ヘクタールほどの面的除染が来年度にも始まるということですが、これが本当に目に見える除染につながっていけばいいなというふうに思っております。

今ほどの答弁でも町長は、大熊・双葉ふるさと復興構想の中で、できる限り帰還困難区域における除染も国のほうに求めていくということですが、町の復興拠点に資する地域だけというような帰還困難区域の場合は、国の方針でもありますけれども、そのほかの拠点、町の復興拠点外のその地区の除染に対しての計画も、あわせて国のほうに求めてはというふうに思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本久人議員の再質問にお答えいたします。

帰還困難区域でも復興に資する部分とそうでない部分ということで、そうでない部分に対しての除染も考えていかななくてはならないだろうというご指摘だったと思います。当然そういったことも将来的にはやっていかななくてはならないと思っておりますが、残念ながら、復興に資する拠点というのは、限られたエリアであるということもご理解いただきたいと思っております。それ以外の地区というのは、今現在でも、平成23年度から毎年町として独自に放射線の線量の測定を三百数十カ所でやっております。そういったことからマップに落として、今現在自然減衰で放射線が下がっているところのエリアを特定して、今駅西というふうな判断をさせていただいているわけでございます。そういった中で、中野の復興拠点と、いわゆる復興インターチェンジからの井出長塚線の軸を何とかまず整備していくのが喫緊の課題だろうと。

今議員からご指摘のあったそれ以外の地区に関しての除染ということですが、当然双葉町の復興というのは、全町がきちっときれいな状態になったもので、復興と言えるものだろうというふうに考えておりますから、これはやっていかななくてはならないと思っておりますが、時間的には多少のずれが出てくるとということもご理解いただきたいと思っております。そういったものに関して何も考えていないということではなくて、そういうふうな、かなりの時間戻れない地区も当然出てきます。そういった地区の対応を、今後町として、どういうふうにするかという地区の人たちのためにその土地を有効活用できるかということも考えていかななくてはならないと思っておりますし、今お示しできるようなものはございませんが、将来そういうふうな取り組みもしていかなくてはならない、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいま答弁をいただきました。帰還困難区域の除染については、大熊両町とも、町長は国のほうに要望しているというのは重々承知しております。また、昨年暮れにも国のほうに私も議長と同行しまして、町長を先頭に各省庁、要望活動をしてまいりました。本当に国の縦割りというのですか、各省庁たらい回しされた感じがいたしたのですけれども、しっかり要望している

というのは承知しておりますけれども、今後この区域の見直しというのもあろうかというふうに思うのですけれども、冒頭で言いましたけれども、除染の進捗というものが町民の帰還の意向に、大きくこれ左右されるというふうに思います。意向調査の中でも、帰還までいつまでも待つという方が半数近くおりますけれども、5年から10年とする方にとっては、いつ戻れるのかという大変悩ましい思いだというふうに思っております。

私、先日一時帰宅のときに、両竹、浜野地区の除染をちょっと見てきたのですけれども、大変行き届いた除染がされているなというふうに思いまして、本当に町内にそれが広がってほしいなというふうに思いました。やはり帰還をしたい人にとっては、自分の行政区も除染をしていただきたいというのが、皆さんのこれ思いだというふうに思います。本当にこれ中間貯蔵が先なのか、我々町の本格除染が先なのか、大変難しい面もあるかと思っておりますけれども、町内復興拠点を軸に、ただいま復興のシンボル軸のほうも今後除染のほうを進めていくとっておりますけれども、やはり町としても全体的な、国任せではなくて町としても除染の構想、絵姿というものも示していただきたいなというふうに思います。施政方針の中にも町に戻りたいとの希望に添えるように考えておりますというように、町長からも施政方針で答弁がありますけれども、町としての今後の除染計画についてもお考えがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

町としての除染計画というものがあるのかということですが、まずは復興拠点到位置づけております両竹、中野、中浜地区を復興させるということと、あとはことし、平成28年の早ければ夏ごろに決定される、始まると言われている駅西地区の除染、その後先ほど申し上げましたように、復興シンボル軸の中野エリアを段階的に進めていくべきだろうというふうに考えております。ただ、今後そのことにつきまして問題になってくるのが、いわゆる双葉町内で除染をすることによって、いわゆる双葉町内にも黒いフレコンバッグがたまってくるというか、これは当然のことなのですけれども、どんどんその数はふえていくだろうと、そうしたときに仮置き場の問題が必ず出てきます。

そういったものを踏まえて、今後双葉町内の復興拠点到資するエリアでないエリア、先ほど申し上げましたかなりの期間戻れない地区が出てくるというのは、誰が考えてもこれは町民の皆さんわかっていると思っておりますが、そういったところの住民の皆さんに協力をいただきながら、保管場の確保ということもしていかななくてはならないわけです。段階的に復興できる部分に保管場を置くというのは、余り復興というふうなものからはかけ離れてしまうのかなというふうなイメージを持っておりますから、そういったものも踏まえて、議員の皆さん方にはそういうふうな問題も必ず出てくるということもご理解いただきまして、ぜひ議会の皆さんからも、そういったものに対しての考え方もお示ししていただけるとありがたいなというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 当然町の除染が進めば仮置き場という、そういう問題も出てくるというのはそれは当然だと思います。県内あちこちに除染を進める中で、仮置き場……

○議長(佐々木清一君) 岩本議員、3回質問終わっていますので、次の質問に入ってください。

○7番(岩本久人君) 質問ではありません。県内でも除染のその廃棄物がかなりたくさんたまっているということは、ほかの県内の町村でもそれ問題が出ておりますので、いずれそういう問題も当町でも出てくるというのは理解をしていると思いますけれども、町としての除染も、国任せではなくて町の除染計画というのでも進めていただきたいという、そういうことであります。

次に移らせていただきます。災害公営住宅の入居、整備についてお伺いします。福島県は原子力災害により、避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅を4,890戸整備します。第2次福島県復興公営住宅整備計画によると、いわき市には4割近い1,768戸整備されますが、県土木建築住宅課復興公営住宅整備進捗状況によると、完成戸数はことし1月末現在で289戸だけにとどまっております。早期の完成が望まれますが、数点お伺いいたします。

1点目、現在までの入居世帯数と入居決定世帯数をお伺いします。

2点目、入居の際の連帯保証人の対応についてお伺いします。

3点目ですが、いわき市を含め今後の県内復興公営住宅への入居と整備の見通しについてお伺いします。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2番目の災害公営住宅の入居、整備状況について。(1)、復興公営住宅の現在までの入居世帯数と入居決定世帯数についてのおたただしですが、まず双葉町民が入居している世帯数につきましては、平成28年1月末現在で、福島市2世帯、会津若松市2世帯、郡山市38世帯、いわき市29世帯、計71世帯となっております。また、これに入居決定を含めた世帯数は、福島市4世帯、会津若松市2世帯、郡山市58世帯、いわき市38世帯、白河市25世帯、南相馬市27世帯、三春町2世帯、計156世帯となっております。

次に、(2)、復興公営住宅への入居の際の連帯保証人についてのおたただしですが、復興公営住宅の入居の際の連帯保証人につきましては、福島県復興公営住宅への入居に係る連帯保証人の取り扱いについて(平成27年6月2日、福島県土木部長通知)により、原子力災害により避難指示を受けて避難している者の復興公営住宅への入居に限り、「入居者以外に2親等以内の親族がいない」、「入居者以外の2親等以内の親族はいるが、高齢で施設に入居している」、「無職で収入がない等連帯保証人になり得ない」、「依頼できる知人等が見つからない」といった、真にやむを得ない事情により連帯保証人を立てることができないと認められる場合は、福島県県営住宅等条例第9条のただし書きにより、連帯保証人を免除することとされました。

実際に、連帯保証人の免除を受けるに当たっては、連帯保証人免除申請書の提出や緊急時の連絡者

を指定することなどが必要ですが、今年度の第3期募集の入居対象者からこちらの規定が適用されているところです。

次に、(3)、いわき市を含め、今後の県内復興公営住宅への入居と整備の見通しについてのおたただしですが、福島県では、平成29年度末までに県内15市町村で4,890戸の復興公営住宅を整備する予定であり、住宅の整備状況にあわせて随時入居募集を行っています。いわき市内で双葉町民が対象となっている復興公営住宅で、平成28年度中に完成、入居可能予定の住宅としては、小川町の家ノ前団地、高萩団地があります。なお、勿来酒井、北好間、平赤井、小名浜中原地区に整備される各団地については、平成29年度に完成し、入居可能となる予定です。このうち勿来酒井地区の戸建て住宅と小名浜中原地区について、現在第4期追加募集が行われておりますが、これ以外の団地についても本年夏までには第5期募集を行い、整備予定の全ての住宅の入居者が決まる予定になっています。

また、いわき市以外で双葉町民がまとまって入居する主な復興公営住宅の整備、入居予定時期については、既に2月以降に入居が始まっているのが、郡山市東原団地3号棟と鶴見坦団地、平成28年度完成、入居開始予定が、白河市鬼越地区と白坂地区、南相馬市上町団地となっています。

復興公営住宅の整備については、引き続き県に対して早期入居が可能となるよう強く求めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） (2)の連帯保証人の件ですけれども、福島というのですか、県北に避難されている方も、これ第1期のときかと思うのですけれども、福島市内の住宅に申し込みをしたところ、やはり連帯保証人がなかなか立てられないということで、入居を、要するに入居できませんということだったらしいのです。いまだにまだ復興公営住宅のほうに入居できないで、今いるのですけれども、基本的にはこれ公営住宅整備条例で、保証人は必ず1名つけなくてはいけないということになっているのですけれども、その福島の方も高齢、単身の方でありますけれども、どうしても保証人を立てることが難しいということで、そういった声が各地からあるということで、それで県のほうでも保証人に対して免除というふうな対応をしたというふうにするのですけれども、この募集要項に復興公営住宅入居募集のご案内という、これ4期でようやくそういうただし書きが、請書にただし書きが添えられてきたのです。保証人が見つからず困っている場合には相談くださいという補足が、この第4期募集からようやく明記されるようになってきたのです。やはりもっと早く、3期目からそういうふうに保証人が要らなくなったということであれば、早い時期にこういう、町のほうでもそういった情報をタブレットとか町の広報で知らせるのも、やはりひとつ保証人が立てられない方に対する対応のかなというふうに思っているのですけれども、しかしながら、今町長から答弁がありましたように、さまざままた必要書類が、保証人を立てられない方に対する必要書類が煩雑だというふうに聞いております。十分個別事情に配慮した手続になるように、実際この入居センターに申し込んだ後は、県内6地区にある県営住宅管理事務所が、これが管理をしておりますので、その対応がなかなか面

倒くさいというか、ハードルが高い対応になると、またこれ入居したい方が苦労されますので、ぜひとも町のほうでもこのサポートをしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺のところも、なおご答弁をお願いしたいと思います。

それと、いわき地区、勿来酒井でありますけれども、第4期の追加募集で72戸募集がようやく出ました。その後、5期で集合住宅タイプが108戸募集という予定でございますけれども、行政報告にもありましたけれども、今回の意向調査を見ますと、復興公営住宅の意向調査で、全町民のこれ結果ではないのですけれども、「現在入居している、そしてまた入居申し込み中である、今後入居を申し込みたい」で10.8ポイントです。全体の1,672世帯からのアンケート調査ですけれども、入居を希望している方が、この調査によりますと181世帯です。そのうちいわき市の復興住宅に入りたい、既に入っている方も含めて85世帯ということなのです。既に入居している人、申し込み中の方もこの85世帯に入っているということになるのではないかというふうに思うのですけれども、そういう理解してこのアンケートに関してはいいのですよね。ただ、アンケートに答えていない方もいますから、正確な数値とは言えないかもしれませんけれども。

この調査を見ますと、本当にこれ、当初勿来地区は200戸だったのですけれども、今度180戸に減ったのです。なぜ20戸減らされたのかなということも、ちょっとわからないところもあるのですけれども。本当に勿来地区の入居の見通しが心配なのです、これ。4月28日まででしたか、この72戸に対して募集をするというふうに思うのですけれども、その結果は見てみないとわからないと思うのですけれども、しっかりとこの勿来酒井地区に関しては意向調査をとって、今仮設住宅等でその復興住宅、勿来地区を中心に復興住宅の相談会を開いているということでもありますけれども、そういう内容も聞きながら、再度この勿来酒井地区に対して、町としても慎重に、県とも相談しながら、アンケートも含めながら取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、復興公営住宅の入居の際のいろいろな手続等も、きちんと広報したり、町としていろいろなサポートができる部分があれば、当然サポートしなくてはならないと思っておりますので、そういったことの取り組みは町としても住民の皆さんに、よりわかりやすい取り組み、広報も含めてやっていきたいと思っております。

次の勿来の復興公営住宅の当初200戸が180戸になったということでございますが、その件は確かに当初の整備計画が27年、さらには28年、現在29年後期ということで、2回延長されております。そういったことから、当然最初に勿来の酒井に復興公営住宅ができるならば入りたいといった方が、いわゆる時間が長引いたために諦めてしまったという方も、かなりの数おられるのかなというふうに思っております。そういったことで、29年後期に完成予定の勿来酒井の復興公営住宅の意向調査に関して

は、生活支援課のほうで、そういうふうな取り組みをするというふうな考えでおります。そういったことで実数把握と、あとは180戸という数が決まっておりますので、その世帯に町民の皆さんが入っていただけるような、町としての取り組みもしていかななくてはならない、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁をいただきました。いずれにしても、この72戸のあと108戸、完成が29年度の後半、後期ということであります。そうしますと平成30年3月までということなので、まだまだ2年もまだその間あるのです。仮設住宅の中でも酒井の復興住宅に入りたいという方もいらっしゃいます。待ち望んでおります。そういう方が一日も早く入居できるように、今後とも勿来酒井地区の復興公営住宅の整備加速化できるように、強くまた要望していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、中間貯蔵の町としての対応についてお伺いします。環境省は、平成26年9月から10月にかけて、地権者への説明会を開催し、その後地権者との個別の用地交渉に当たっておりますけれども、地権者への不誠実な対応と批判されながら、ことし2月末現在までの契約に至っているのは、双葉、大熊両町で69件、うち本町は37件とお聞きしております。環境省の用地交渉を進める上で、町長は地権者の理解が大前提、丁寧な説明をすべきと、取材があるたびにコメントをしております。地権者に寄り添った話し合いが進む体制づくりこそが、施設整備を進めるためにも重要だと思えます。地権者同士の理解も不可欠の中、地権者は双葉町民であります。一番近くにいる町として、今後どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中間貯蔵施設整備の町としての対応について。地権者の一番近くにいる町として、どのような対応をするのかとおたがひですが、中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の方々の理解を得て進めていくことが何よりも重要であることから、事業主体である環境省に対しては、一人一人を確実に訪ねて、丁寧な説明を行うことはもちろん、物件調査等の進捗状況の連絡や生活再建に係る相談など、地権者の方々に寄り添った対応を行うとともに、その着実な実施のため、関係省庁と連携し、人員体制の充実を図ることなど、機会あるごとに求めてきております。

これら町等の要望を踏まえ、環境省では、地権者説明の加速化プランを打ち出し、用地交渉に当たってきており、補償物件調査も相当数の進捗をしていることから、今後は地権者への早期提示を行い、理解を得ることが何よりも必要であると考えております。

また、町としては、現在まで環境省に対して、地権者の方々からの要望や疑義事項への対応を求めるとともに、昨年2月から弁護士による相談窓口を役場内に開設し、地権者の方々が抱える不安や諸問題に対処しているところです。今後も、個人情報及び財産権等への関与はできませんが、環境省には可能な限り地元の意向が最大限尊重され、町民及び地権者の皆さんが安全かつ安心できる中間貯蔵施設の整備を行うよう求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁をいただきました。先日2月19日に井上環境副大臣が来庁し、平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針を示していただきましたけれども、先ほども言いましたように、いまだに69件で、地権者の理解がなければ、今ほど町長の答弁にもありましたように、地権者説明加速化プランというの、全くこれ進まないのではないかなというふうに思います。地権者に寄り添うことは、地権者の声にしっかり耳を傾けるということがまず大事ではないかなというふうに思いますけれども、いろいろな地権者の方も、契約に関してさまざまな悩みとか苦しい思いというものがあるかと思うのですけれども、地権者の説明会から1年5カ月たっているわけです。それからこういった進捗状況というわけなので、環境大臣も7人もかわっているというような状況の中で、なかなかこの地権者に対する、同僚議員からもありましたけれども、誠意ある対応がなされていないのではないかなというふうに思っておりますけれども、そういう用地交渉が進まない中で、どうなのでしょう、説明会という形をもう一度開くかどうかということは、環境省、また町のほうでも要望をしたらいいものなのかどうかわかりませんが、国と本当にそういう地権者の話し合いの場というもの、やはり必要ではないかなと、そういうところに町はやはりかかわっていくべきではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところ、町長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本久人議員の再質問にお答えいたします。

住民の理解が進まない状況で、この中間貯蔵施設の進捗というのは期待できないというのは、まさに議員のおっしゃるとおりだと思います。そういったことで、住民理解をするために地権者の皆さんを対象とした国の説明会というふうな考えはあるのかと、それを町が国に申し入れをする考えはないのかというふうなおたしでよかったですと思いますが、そういったことで住民の皆さんがそういう考えがあるのであるならば、国としてもそれはやるべきだろうと思っております。そういったことでの対応というのは検討するべきだと思っておりますが、一方では、団体で話を聞くことによって、個別の財産権とか個別のいろいろなものに関して詳しい話ができないということも実はあるのです。それぞれの財産に関して一人一人事情が違うということも現状あります。そういったものに関して、一方での話し合いの仕方としては、個人個人の地権者の皆さんにきちっとお伺いをして、いろいろなそれぞれの問題点を整理していくということも必要だと思います。

総論的な話としての考え方も重要ですが、今地権者の問題、対応しなくてはならないというのは、私はどちらかというと各論の部分のほうが強いのではないかなと、いわゆる個人の財産のいろいろなものに関して、それぞれ皆さんの問題、抱えている問題というのは違うと思っております。そういったことは、やはり個人個人の対応をきちっともっともっとスピードアップをしてやったほうが、よりこの信頼関係といいますか、地権者の皆さんの理解を得られるのではないかなというふうにも考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） もちろん町長、個人の財産権というか、そういう価格の面では、みんな大勢いる前でそういう話し合いというのは、話を出すというのは、なかなかそれは出しにくいところがあるかと思うのですけれども、そういったことも含めながら、地権者の皆さん共有のやはり悩みというか、お持ちではないかというふうに思うのです。30年後、本当に土地がもとの姿で返されるのかどうかという、そういう問題もやはり出てきているわけです。ですから、町が個人の財産権に関しては立ち入ることはできないというのですけれども、やはり地権者の不利益になることに関しては、町は十分立ち入ることができるのではないかというふうに思います。行政の役割として、町民の、住民の生命、財産を守るのが、何よりのやはり使命だというふうに思っているのです。

今本当に皆さん、売るか売らないか、貸すか貸さないかで、それぞれ悩んでいる方もいるでしょうし、地権者同士の、だからそういう話し合いをする場というか、そういうのもやはり必要なのかなというふうに、そういうかけ橋を行政がやってはどうかというふうに思っております、個別ではなかなか地権者の皆さんも、環境省に、国に丸め込まれるのではないかというふうな、そういうふうなこともありますし、先祖伝来の田畑を手放すのがやはり忍びないという、その田畑に関しても補償が低いのではないかというふうに悩んでいる方もいますので、そういうところを町として取り組むことができないのかなというふうに思っております。

結局、環境省も30年後まで責任が持てないという姿が見え隠れしているのです、地権者が不信感を抱くのかなというふうに思っております。どうかそういう、もう一度お伺いしますけれども、地権者に寄り添った対応というのは、これは国もそうですけれども、町も相談会、弁護士を立てての相談会もやっておりますけれども、相談数少ないのです。ですから、どうか地権者の声にも町としても耳を傾けていただきたいなというふうに思うのですが、最後に町長のまたお考えをお聞かせいただいで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本久人議員の再々質問にお答えいたします。

町として地権者のそういったもろもろの悩みや相談、そういったものを国とつなぐということは、当然否定をしているわけではございません。先ほど申し上げた問題もあるということで、可能な限り対応はしていきたいと、そういうふうに考えておりますし、行政区単位として、そういうふうな町が間に入ってやるというふうな意向があれば、その取り組みというのは可能だと思っております。そういったことをご理解いただきたいと思います。

（「わかりました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時40分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月16日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の追加指名
- 日程第2 議案第 1号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 2号 双葉町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第 3号 双葉町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第5 議案第 4号 平成28年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第 5号 双葉町課設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 6号 双葉町行政手続条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 7号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 8号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 双葉町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第23号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正について

日程第25 議案第24号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第1 谷津田光治君の議員辞職の件

日程第26 議案第25号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第26号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第27号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	志賀公夫君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
税務課長	井戸川陽一君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティー センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	山本一弥君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

第2日目、会議録署名議員の谷津田光治君が欠席されましたので、追加指名を行います。会議規則第120条の規定により、議長において、7番、岩本久人君を指名します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第1号 職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号 職員の退職管理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第2号 双葉町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 4条で委員を町長が委嘱するということですが、4条の3では「これを解任することができる」。それは当然、精査した中でその者が適任者、適格者であるかを町長がしっかりと見定めて指名をするであろうと思われるのです。それが、その職に必要な適格性を欠くと認めるときは解任するのだと。ですから、選ぶときにしっかりと、今の国会の先生方みたいになるような気がするのですよね。大臣、ちょっと言葉、口が滑ってしまうと、首のすげかえみたい。これでは町長、どっちみち選ぶのであれば、しっかりと適任者かどうかを見定めるのが、町長の責任でやるわけですから、この辺もう少し。ここまで、解任するまでに何かの方法はないでしょうか。町長、しっかりとこれ、この人、この人と選んでおいて、だめだから解任ということでは余りにも選ばれた人も情けないと思うし、選んだほうも、何でこういう人を選んでしまったのかと悔やむような気がするのですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

今、委員の任命をして、その後解任することに関してのご指摘でございますが、当然任命するに当たってはいろいろな、委員に当たる方に対しての調査はするべきですし、まず任に当たるのに適当な人である、適切な人であるというふうな判断を下して委員の任命をするわけでございますが、そういったような、今ご指摘のあったようなことのないような任命の仕方と申しますか、きちっと調査をしまして任命をするということと、ただこの条文の中で、第4条の3の（1）、（2）ともに、これはその後のことを示しているのかなというふうに読み取れますので、任命に当たって問題のない状況であったとしても、その後いろいろ心身の故障が出たり、そういったことがある場合には、そういう判断をせざるを得ないのかなと、そういうふうなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほども話したように、（1）は私はしようがないと思うのです。ですけれども、（2）のほうが問題であって、選びました、はい、解任では、町長の任命責任もあるわけですから、ここまでに何か段階的に、こういうふうに私は選んだけれども、こういうふうな結果で、調査したらだめでしたみたい、何かそこ、段階的に見定めるというのか、選んだ人をもう一度適格性を調べてみるとか、調査してみるとか、検討してみるとか、何かの方法をとった上でこの解任という

ことであれば私は思うのですが、ただただ、だめでしたと言われると、任命した責任というのが問われてくるような気がしますので。(1)ではなくて(2)のほうを私は言っているのです。ですから、いかがでしょうか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

この双葉町行政不服審査会条例の第4条の3の(2)ということで、このことにつきましては当然そういうふうなことになるような対応をしないといけないというのは十分肝に銘じてやっていかなければならないと思っておりますが、その後いろいろな、(1)も含めてそういうふうな状況になることも。ないようにすべきだとは思っておりますが、万が一にもそういうふうな状況も起こり得ることがあるというふうなことで、そのようなこの(2)というふうな条文だと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(佐々木清一君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号 双葉町行政不服審査会条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第3号 双葉町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号 双葉町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第4号 平成28年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号 平成28年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第5号 双葉町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号 双葉町課設置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第6号 双葉町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号 双葉町行政手続条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第7号 双葉町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号 双葉町情報公開条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第8号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第9号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第10号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第12号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 議員の報酬、100分の140を100分の142.5……

○議長(佐々木清一君) マイクを上げてください。聞き取れないので。

○6番(谷津田光治君) ……ということですが、なぜ今の時期なのか。これ、当然町長は検討されたと思うのですけれども、その検討の内容。条例に沿った審議会等があるということ、これらを説明していただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものでありまして、詳しくは総務課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 舶来総務課長。

○総務課長(舶来丈夫君) 谷津田議員の質問についてご説明申し上げます。

今回は、今町長のほうが述べましたとおり、人事院勧告等の引き上げにより今回期末手当の改正ということで、あと議員の月額報酬については、そちらのほうにつきましては審議会のほうに諮らなくてはならないというような決まりがありますので、今回期末手当の人勧に基づく改正ということで、今回はこのような形で提案させていただきました。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 人事院勧告はわかるのですけれども、現実そういう時期。我々今避難生活を強いられている時期にと思うのですけれども、この辺も少し教えてください。

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員、その質問の趣旨がちょっとわからない。もう一度きちっと、マイクを上げて話してください。

○6番（谷津田光治君） 我々避難生活をしているわけです。それに、今その状況に当然沿ったものであるのかどうかを教えてくださいということです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

今避難を強いられている現状というのは、まさに我々今そういうふうな状況にあるわけでございますが、これはあくまでも国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の支給率を改正するというところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 私は原案に賛成しかねます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私は、国、県、これは双葉町だけの問題ではないと思いますので、あくまでも上位法の改正とか、そういうものがかわってのものであると思うので、避難生活とか、そういうのは別として考えるべきだと思いますので、この原案には賛成をしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、議案第15号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第17、議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第18、議案第17号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 双葉町税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第19、議案第18号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第20、議案第19号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第20号 双葉町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号 双葉町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第22、議案第21号 双葉町墓地条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号 双葉町墓地条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第23、議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第24、議案第23号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第25、議案第24号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 県補助金1,696万2,000円の減額補正ですけれども、何ゆえにこの労働費、これほど大金が減額になるのか教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

産業建設課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長(猪狩 浩君) 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

労働費1,696万2,000円の減額でございますが、こちらは実績による減額でございます。つくばの連絡所に関しましては3人ほど雇用していたのですが、その後は1名いなくなりまして、その補充がなかったということと、あと、その他雇用してまして、休暇とかそれで賃金、あくまでも実績によるものの減額でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 別につくばを特定して聞いたわけではないですけれども、つくばを特定されましたので、つくばのことで伺います。

つくばは1人やめたことによって1,696万2,000円減額するほどの減額補正では私はないと思っているのですけれども、町長、これはどういうことだべね。ただ、今課長の説明だと、1人減ったので。私は、全般的にこれだけの金額を減額補正したのは、当初予算、当然しっかりとした検討の結果の予算を組んでいたわけでしょうから、ですから聞いているのに。なぜか。1人でこれだけの金額には私はないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

この減額補正につきましては、人員減ということで、当然執行残ということにもなりますし、そのほかのものに関しましてもまだあると考えておりますし、そのことについて産業建設課長のほうにさらに説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 当初緊急雇用のほう、いわきほか県内外の連絡所等で31名ほどの人員を予定しておりましたが、その中でまたいろいろございまして、あくまでも実績による減ということになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これは整理予算ですから、そのぐらいはわかっているつもりなのです。でも、これは当初予算でしっかりと積算した金額で予算を組んでいるはずなのに、ここに来たらこれだけ、1,690万円の減額補正をしなければならないということに対して聞いているわけです。だから整理予算だとわかっていて聞いているのです。だから、当初の予算を組むときと今とのギャップを聞いているわけです。次でいいです。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費、14ページ。

6番、谷津田光治君。マイクを上げてください。

○6番（谷津田光治君） これも今臨時雇用の賃金がここで減額されております。やはり今聞いたと同じと見てよろしいでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えします。

今ご指摘のあったものは、3款民生費の1、災害救助費の節の7の賃金ということによろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) このことにつきましては、健康福祉課長に説明をさせます。

(「議長、休議をお願いします」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 今ほど谷津田議員の質問に対しまして健康福祉課長というふうに説明員を指名しましたが、訂正させていただき、この質問に対しましては生活支援課長のほうに説明をさせるということでご理解願います。

○議長(佐々木清一君) 志賀生活支援課長。

○生活支援課長(志賀 睦君) 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

民生費の災害救助費、これの賃金でございますが、県内外3施設の町民交流施設の臨時雇用賃金でございます。こちらに関しましては、当初積算した人数でございますが、やはり雇用するに当たり、ハローワークを通して雇用いたしましたので、それによつての募集人数によりまして、基本的に採用の人数もありますので、それによつて当初から人数が減つたということもありまして、今回減額をさせていただきます。

○議長(佐々木清一君) そのほかありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 中間貯蔵施設に係る相談窓口業務委託料の減額と、19節負担金、補助金の中間貯蔵施設に関する地域支援事業給付金の減額補正について、なぜこれほどの金額になるのかを教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

産業建設課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長(猪狩 浩君) 谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

環境対策費、13の委託料なのですが、こちら中間貯蔵施設にかかわる相談窓口業務委託料ということで、こちら中間貯蔵に關します弁護士相談委託料ということで当初96回予定してはいて、それで予算のほうを288万円ほど計上させていただきましたが、相談者数の申し込みが少ないということで、現在まで36回実施いたしまして、相談者数が13人ということで、申し込みがなかったときとかそういう場合、申し込みがなかったということで、96回から38回に相談窓口のほうを減らしてございます。

あと、中間貯蔵施設に關する地権者支援事業給付金なのですが、こちら15億円の減額ということなのですが、県からの交付金といたしまして17億1,147万1,000円入ってございまして、それを当初全額予算計上してございまして、今までの実績と、あと今後契約して支払い分等を残しまして、その差額、15億円を減額してございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 年度当初、予算を組んで、相談に来る人が少なかったから減額補正します、これは簡単なのですね。なぜ相談しに来る人が少なかったか。

それから、これは中間貯蔵施設に關する地権者の支援事業なのですけども、地権者は支援してもらうことはないというような考えなのですか。これだけ、17億円の当初予算で15億円減額補正。これは残りは2億ちょぼちょぼしかないような気がして。これから、3月末ですから、そんなにはないとは思いますが、なぜこれほど少なかったのですか。何か一般質問だと、町長、最終処分場などという話も、質問も出たようでしたけれども、これは中間貯蔵施設でさえもこれだけ減額しなければならない。仕事量が少ないということなのでしょうから、せつかく国は30年で返しますよ、だから貸してくださいと言っているにもかかわらず、だから最終処分場なんて、町長はそこに言及しないというような答弁だったみたいですけども、中間貯蔵施設のこの予算さえ消化できないのに、もっと先のことを考えるのですか。だから、なぜこんなに減額しなければならないのか教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

環境対策費の節の負担金補助及び交付金で、中間貯蔵施設に關する地権者支援事業給付金が15億円減額ということでございます。これは前にもお話ししておりますが、県からの交付金で、地権者のいろいろなものに対する補助という考えで県から交付されておりますが、地権者の契約件数がその額に達していなかったということで減額ということでございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） だから、町長は中間貯蔵施設をつくるにも苦渋の選択だといって、それはお受けしたわけですよ。この金額をいただいて、では地権者にしっかりと対応していくために、補助金なり交付金なりということであげましようということなのでしょう。だから、そこまでに達しない、そこに相談に来ない。中間貯蔵施設に対しての話が進んでいないわけでしょう。だから、これはどこの責任、誰の責任になるのか。当然町長だってこれは苦渋の選択で、中間貯蔵施設やむを得ないとい

う判断したわけですから、だから、もっとこれは金を使う方法は考えられないのかどうかだね。ここで減額補正するのは簡単なのだけれども、結局はこれ、相談も当然、地権者支援もできないままにこれは終わっているということなのですよ。では、何人に支援したのですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） ちょっと待ってください。谷津田議員に申し上げます。先ほどの質問の中でも、一般質問の内容をこの質問と同時にされるのは議長として取り上げるわけにいきませんので、そこは取り消してください。それとこれは別、予算の審議と一切関係ありません。

（「暫時、休議。ちょっと休議して」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、休議しなくてもいいです。今の2回目の質問の中で、一般質問で最終処分場の質問があったとかどうのこうという話は、この質疑の中では、予算の審議の中では一切関係することではないというふうに議長が判断しますので、その分については削除してください。

（「しませんよ。なぜそれ、話出したんですか。当然議場の中での話ですから、私その話……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） この予算審議の中には、そのことについてはうたわれておりません。一切（「だから、言ってるのは、中間貯蔵施設に関する予算がこれだけ減額されているのはなぜですかと聞いているんです」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、先ほどから町長が答弁しているように、議会の予算を議会が認めて、町民が困ったときにこの予算をとっておきたいと。最初から人数が決まった形の中で予算を計上しているのではなくて、そういうふうに当初予算で谷津田議員もこれは同意しているという中の残っている部分であるということの説明をさっきからされているので、それは理解していただきたい。議長として整理させていただきます。

（「議長の今言ったのは、私はこの予算に対して……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） そうです。

（「同意はしておりません。去年の3月議会は、私は一般会計に対しては賛成はしませんでした。そこまで言われるのであれば、議長……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 今私のほうで谷津田議員に発言の許可はしていません。勝手に発言しないでください、発言の許可、今していませんから。議長としての判断を谷津田議員さんに申し上げただけですから。

（「発言させてください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 発言は許可できません。

（「なぜです」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 3回していますので。

（「議長、議員やめます。皆さんに諮ってください。退出を許可して

ください」「休議、議長」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） 谷津田光治君から議員辞職の届けが提出されております。

お諮りします。谷津田光治君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、谷津田光治君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎谷津田光治君の議員辞職の件

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、谷津田光治君の議員辞職の件を議題とします。

職員に辞職届を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（山下正夫君） 平成28年3月16日、双葉町議会議長、佐々木清一殿。

双葉町議会議員、谷津田光治。

辞職届。このたび体調不良のため、議員を辞職したいので、許可されるよう届け出いたします。

○議長（佐々木清一君） お諮りします。谷津田光治君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、谷津田光治君の議員の辞職を許可することに決定しました。

休議します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

議案第24号の歳出、第4款衛生費より質疑に入ります。

第4款衛生費、質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号 平成27年度双葉町一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第26、議案第25号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第27、議案第26号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第28、議案第27号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時10分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成28年第1回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月17日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第28号 平成28年度双葉町一般会計予算
- 日程第2 議案第29号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第30号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第4 議案第31号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第32号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第6 議案第33号 平成28年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第34号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第35号 双葉町副町長の選任について
- 日程第9 議案第36号 双葉町教育委員会教育長の任命について
- 日程第10 発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第11 発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正について
- 日程第12 発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第13 選挙第1号 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	志賀公夫君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
税務課長	井戸川陽一君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティー センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	山本一弥君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第28号 平成28年度双葉町一般会計予算を議題とします。
詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 21ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 48ページ、第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費、60ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款労働費、64ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費、68ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費、72ページになります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費、86ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 総括的な質疑はありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 中間貯蔵施設の件でありますけれども、全員協議会でも詳細な説明をいただきましたけれども、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業の給付金でございますけれども、もちろんこれ契約者に対しての、地権者に対しての県からの補填というのは承知しておりますけれども、一般質問でも言いましたように、地権者への町としての丁寧な対応というか、町としてのかかわりということについて質問いたしました。この予算がきちっと執行されるように、さらに町としての地権者への対応にご努力をしていただきたいというふうな、私のそれだけの要望と申しますか、質問なのですが、お答えいただいて、お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員の質問にお答えいたします。

中間貯蔵のいわゆる県からの交付金の地権者に対するいろいろな補助の件だと思いますけれども、今回先日の補正予算の中で、減額補正ということで対応できなかったということで、国のほうには、地権者の皆さんには町のほうとしても丁寧な対応とご理解いただく努力をまずするべきだということは、常々申し上げているとおりでございますし、町としましても、まず個人々人に対しての財産に関するものに町が介入、財産権に関して介入するということは、これは適切な行為ではないというふうな考えをしておりますが、個人個人の権利が損なわれないような取り組みということは、当然やっていかなくてはならないと、そういったことで国のほうには常に申し上げておりますし、なお一層国のほ

うが地権者の皆さんに寄り添った対応をするように、さらに要望してまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 平成28年度双葉町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第29号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。3ページ。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。9ページです。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第30号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第31号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。3ページ。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。5ページです。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第32号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。4ページ。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第33号 平成28年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。7ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金、12ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号 平成28年度双葉町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第34号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。5ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第35号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第35号 双葉町副町長の選任についてであります。半澤浩司氏より、平成28年3月31日をもって辞職したい旨の申し出を受け、任期途中ではありますが、退職を承認したところであります。次期副町長候補者につきましては、福島県職員の派遣をお願いしておりましたがこのたび推薦をいただきましたので、ご提案申し上げるものであります。

選任をお願いする金田勇氏は、平成8年4月に福島県に入庁され、相双農政事務所振興課に配属となり、その後、県立相馬農業高等学校、医務福祉課、保健福祉課、財務総室財政課勤務などを経て、現在は財務総室で総務課主任主査として総務管理業務に当たられております。

金田勇氏は、人格が高潔で、事業の運営管理、財務管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有する方として推薦をいただいております。強固の意志、すぐれた洞察力など、本町の副町長とし

ての資質は十分備えられており、町の復旧、復興に向けての課題を克服し、さらには町発展のため、町民の皆さんの期待に応じて活躍していただける人材と判断しております。

よって、金田勇氏を本町の副町長に選任することについて、議会の同意を賜りますようお願いするものであります。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号 双葉町副町長の選任についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第36号 双葉町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長、半谷淳君の発言を許可いたします。

○教育長（半谷 淳君） 本議案につきましては、私個人に係る議案でありますので、退席をいたしたく、議長の許可をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ただいま教育長、半谷淳君から中座の申し出がありましたので、退席を認

めたいと思います。

(教育長 半谷 淳君退席)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第36号 双葉町教育委員会教育長の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたことにより、これまでの教育委員会委員長と教育長を一本化し、教育委員会を代表する新たな教育長とするため、半谷淳現教育長を新たな教育長として任命いたしたく、改正後の同法第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

半谷敦氏は、昭和28年11月2日生まれで、昭和52年4月から県内の各中学校教諭、教頭、校長を歴任され、平成25年7月、本町教育長となり、現在に至っております。これまでの経歴が示すとおり、一貫して教育行政に情熱を傾けられ、また本町教育長に就任以来、高潔なる人格と卓越した識見に基づき、双葉町の将来を担う子供たちのため、学校の再開など、教育環境の整備や社会教育の推進に取り組まれており、広い識見と強い指導力、そして迅速な行動力など、新たな教育長として適任と考えております。

よって、半谷淳氏を新たに本町の教育長として任命することについて、議会の同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号 双葉町教育委員会教育長の任命についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

(教育長 半谷 淳君入席)

○議長(佐々木清一君) 暫時休議します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時31分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(4番 菅野博紀君登壇)

○4番(菅野博紀君) おはようございます。発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、きのうの本会議場において、議案第5号 双葉町課設置条例の一部改正が行われたことに伴う改正であります。

改正点としては、第2条第1号中の「税務課」を「戸籍税務課」に改め、同条第2号中の「産業建設課」を「産業課」に改め、新たに「建設課」を追加するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを原案のとおり決すること

に賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(4番 菅野博紀君登壇)

○4番(菅野博紀君) 発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、行政不服審査法の施行に伴う改正であります。情報公開に係る審査請求については、「審理員による審理手続に関する適用除外」とする規定を定めるとともに、所定の規定の整備を行うため改正するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） 発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出を新たに規定するものです。

また、本会議において、「公聴会」、「参考人」の規定を追加するとともに、地方自治法改正による関係条文の整理を行うものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号の上程、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、選挙第1号 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行い

ます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員に、白岩寿夫君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました白岩寿夫君が、双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成28年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時40分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 清 川 泰 弘

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 岩 本 久 人